

令和6年度第2回行田市子ども未来審議会 次第

日時 令和6年10月30日（水）
午後2時00分～

場所 産業文化会館 地下 創作室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（1）重点施策案、成果指標案、基本施策案について

- ① 行田市こども計画構成案【資料1】
- ② こども計画策定に伴うアンケート概要【資料2】
- ③ 行田市こども計画素案【資料3】
- ④ 参考 基本理念案、重点施策案、基本施策案の比較表
【資料4】

（2）基本理念案について

（3）その他

- ① 今後のスケジュールについて【資料5】

4 閉 会

行田市こども計画構成案

第1章 行田市こども計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の期間
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の構成
- 5 計画の対象

第2章 本市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

- 1 人口・世帯・子どもを取り巻く状況
- 2 子育て支援サービスの状況
- 3 アンケート調査結果
- 4 行田市の現状からみる課題と方針

第3章 計画の基本的考え方

- 1 基本理念
- 2 施策体系
 - ・重点施策1 子育て支援の強化と教育の充実
 - ・重点施策2 安心して過ごすことができる「こどもの居場所づくり」
- 3 子ども・若者施策の展開
 - ・成果指標
 - ・基本施策1 こどもの権利の尊重
 - ・基本施策2 安心して過ごすことができる「こどもの居場所づくり」
 - ・基本施策3 子育て支援の強化と教育の充実
 - ・基本施策4 すべての子どもと若者の健やかな成長及び自立と社会参加の支援
 - ・基本施策5 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援
 - ・基本施策6 困難を抱える子ども・子育て家庭への支援
 - ・基本施策7 こどもの自殺対策、犯罪・事故から守る地域づくり

本日の審議会で議論

第4章 教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込み

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育の量の見込み
- 3 地域子育て支援事業
- 4 教育・保育の一体的な提供及び推進

第5章 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 計画の点検・評価の実施

行田市こども計画

素案

令和6年10月27日時点

埼玉県行田市

目次

第1章 行田市こども計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の期間	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画の構成	4
5 計画の対象	4
第2章 本市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況	5
1 人口・世帯・子どもを取り巻く状況	5
(1) 総人口・年齢階層別人口の推移	5
(2) 子ども人口の推移と推計	6
(3) 世帯の状況	8
(4) ひとり親世帯の状況	8
(5) 平均初婚年齢の推移	9
(6) 未婚率の推移	9
(7) 出生数の推移	10
(8) 合計特殊出生率の推移	11
(9) 就業率	11
(10) 児童虐待相談受付件数の推移	12
(11) 小中学校の不登校児童数の推移	13
(12) 市立小学校児童生徒数の推移	13
(13) 県学力・学習状況調査	14
(15) ライフステージ別死因	15
2 子育て支援サービスの状況	16
(1) 保育施設（保育園・認定こども園）の状況	16
(2) 保育施設（地域型保育園）の状況	16
(3) 教育施設（幼稚園・認定こども園）の状況	17
(4) 学童保育の状況	17
(5) ショートステイ・トワイライトステイの状況	18
(6) 地域子育て支援拠点施設の状況	19
(7) 病児・病後児保育事業の状況	19
(8) ファミリー・サポート・センターの状況	20
(9) 相談事業の状況	20
3 アンケート調査結果	22
(1) 未就学児童・小学生児童保護者調査	22
(2) 小学5年生及び保護者、中学2年生及び保護者、若者調査	22
4 行田市の現状からみる課題と方針	23
(1) こどもの権利の尊重	23

(2) 安心して過ごすことができる「こどもの居場所づくり」	23
(3) 子育て支援の強化と教育の充実	24
(4) すべての子どもと若者の健やかな成長及び自立と社会参加の支援	24
(5) 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	25
(6) 困難を抱える子ども・子育て家庭への支援	25
(7) こどもの自殺対策、犯罪・事故から守る地域づくり	26
第3章 計画の基本的考え方	27
1 基本理念	27
2 施策体系	28
重点施策1 子育て支援の強化と教育の充実	29
重点施策2 安心して過ごすことができる「こどもの居場所づくり」	29
3 こども施策の展開	30
成果指標	30
基本施策1 こどもの権利の尊重	31
具体的施策① こどもの権利に関する理解の促進	32
具体的施策② こども等の意見表明・参加の促進	33
基本施策2 安心して過ごすことができる「こどもの居場所づくり」(★重点)	34
具体的施策① こどもの居場所・活動の充実	35
基本施策3 子育て支援の強化と教育の充実(★重点)	36
具体的施策① 子育て支援の強化	37
具体的施策② 教育の充実	39
基本施策4 すべての子どもと若者の健やかな成長及び自立と社会参加の支援	41
具体的施策① 未来へ踏み出す若者応援	42
具体的施策② 悩みや不安を抱えた若者への支援	44
具体的施策③ 障がいや発達に特性のある子どもへの支援	45
基本施策5 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	46
具体的施策① 切れ目のない支援と子育てを応援する環境づくり	47
基本施策6 困難を抱える子ども・子育て家庭への支援	49

具体的施策①	こどもの貧困対策の推進	50
具体的施策②	児童虐待防止対策の強化	52
具体的施策③	ヤングケアラーへの支援	53
基本施策7	こどもの自殺対策、犯罪・事故から守る地域づくり	54
具体的施策①	こどもの自殺対策	55
具体的施策②	犯罪・事故から守る地域づくり	56
第4章	教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込み	59
1	教育・保育提供区域の設定	59
2	教育・保育の量の見込み	59
3	地域子育て支援事業	61
(1)	時間外保育事業（延長保育）	61
(2)	放課後児童健全育成事業（学童保育室）	61
(3)	子育て短期支援事業（ショートステイ）	62
(4)	地域子育て支援拠点事業	62
(5)	一時預かり事業	63
(6)	病児保育事業	63
(7)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	64
(8)	妊婦に対する健康診査	64
(9)	乳児家庭全戸訪問事業	65
(10)	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等 に対する支援に資する事業	65
(11)	利用者支援事業	66
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	66
(13)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	67
(14)	子育て世帯訪問支援事業（新規）	67
(15)	児童育成支援拠点事業（新規）	67
(16)	親子関係形成支援事業（新規）	67
(17)	こども誰でも通園事業（新規）	67
(18)	産後ケア事業（新規）	68
(19)	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業（新規）	68
4	教育・保育の一体的な提供及び推進	69
(1)	幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策	69
(2)	幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進	69
第5章	計画の推進	70

1	推進体制.....	70
	(1) 推進体制の整備	70
	(2) 地域や関係機関等との連携・協働.....	70
2	計画の点検・評価の実施	70
	(1) 計画の点検・評価	70

第1章 行田市こども計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年の我が国では、こどもの健やかな成長を支援するこども・子育て支援の取り組みのみならず、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策、児童虐待防止対策などのこどもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ、各種計画の策定や取り組みが進められてきました。

本市においてもこれらに基づき、こどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行に歯止めはかからず、人口減少は市の最重要課題となっています。

また、核家族化等による子育て家庭の孤立や、安心して過ごすことができる居場所を持つことができていない子ども・若者が存在しています。経済的理由により学習・体験の機会が持てないこどもや、ヤングケアラーへの支援も必要です。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には、こども施策に関する6本の柱からなる基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」、令和6年5月には具体的な施策について「こどもまんなか実行計画 2024」が策定されました。

「こども大綱」では、子ども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会のまん中に据え、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

市では令和5年10月に、こども家庭庁の「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」に就任しました。第2期行田市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度に最終年度を迎え新たな計画を定めるに当たり、本市においても国の方針を踏まえ、一元的にこども施策について定め、子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「子ども・若者計画」や「子どもの貧困対策計画」を包含した「行田市こども計画」を策定しました。

こども大綱及びこども基本法

こども施策に関する大綱（こども大綱）【こども基本法第9条に規定】

- ・ こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・ これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

こども計画の策定【こども基本法第10条に規定】

- ・ 国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務化
- ・ こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

子ども・若者計画

子どもの貧困対策計画

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画

こども等の意見の反映【こども基本法第11条に規定】

- ・ こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている

こども大綱に掲げられる6本の柱

- ① 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

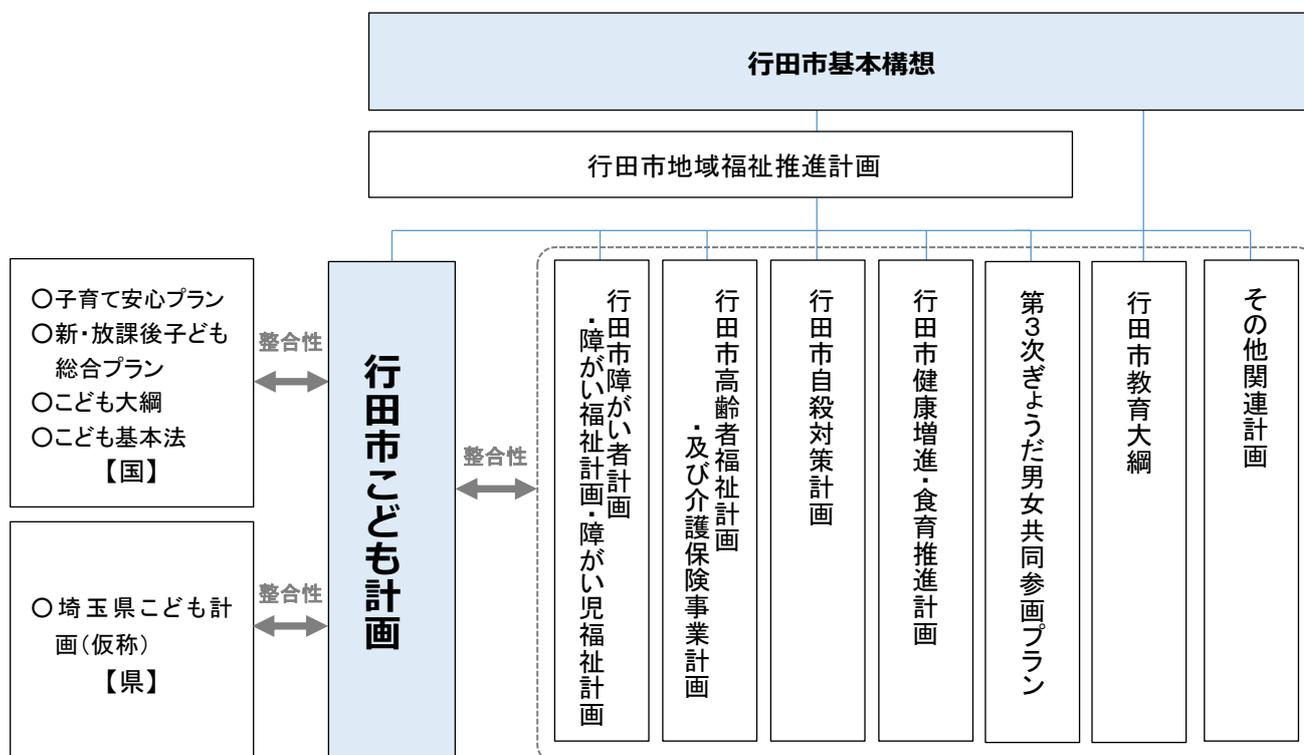
2 計画の期間

- こども大綱はおおむね 5 年後を目途に見直しをすることとされていることを踏まえ、本計画の期間は令和 7 (2025) 年度から令和 11 (2029) 年度までの 5 年間とします。
- 計画期間中であっても、社会経済情勢や市の状況の変化、子ども・若者・子育て当事者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置づけ

「行田市こども計画」は、こども基本法第 10 条に基づいて定めるもので、行田市基本構想を踏まえた、こどもに関する個別計画であるとともに、こどもに関する以下の法定計画を包含する総合的な計画です。

- ①子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ②次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ③「健やか親子 21」の趣旨や目標等を踏まえた「母子保健計画」
- ④児童福祉法に基づく「新・放課後子ども総合プラン」
- ⑤子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」
- ⑥子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」



4 計画の構成

本計画の構成について以下に示します。

- 「第1章」は、計画策定の背景と趣旨、計画の期間等をはじめ、計画の概要について記載しています。
- 「第2章」は、行田市に関する統計データや子育て支援サービスの状況、また現状からみる課題と方針について記載しています。なお、22ページのアンケート結果は基本施策に反映しており、結果は巻末に整理しています。
- 「第3章」は、こども基本法やこども大綱に基づく、こども計画を推進するための基本理念や重点施策、具体的施策・取組を体系的に記載しています。
- 「第4章」は、子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育や地域子育て支援事業等の量の見込みと確保方策について記載しています。
- 「第5章」は、計画推進に当たっての体制や進行管理の在り方等について記載しています。

5 計画の対象

- これまでの「子ども・子育て支援」については、計画の対象を、生まれる前から乳幼児期を経て18歳までの子どもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体としていました。
- 新たな「行田市こども計画」においては、「若者支援」も包括されることから、計画の対象を「生まれる前から乳幼児期を経て概ね40歳未満までの子ども・若者と、その家庭、地域、学校・園、民間団体、民間企業、行政などすべての個人及び団体」とします。
- 「子ども」及び「こども」の表記については、「子ども」は18歳まで、「こども」は若者も含めて概ね40歳までとの考えに基づき対応します。

第2章 本市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

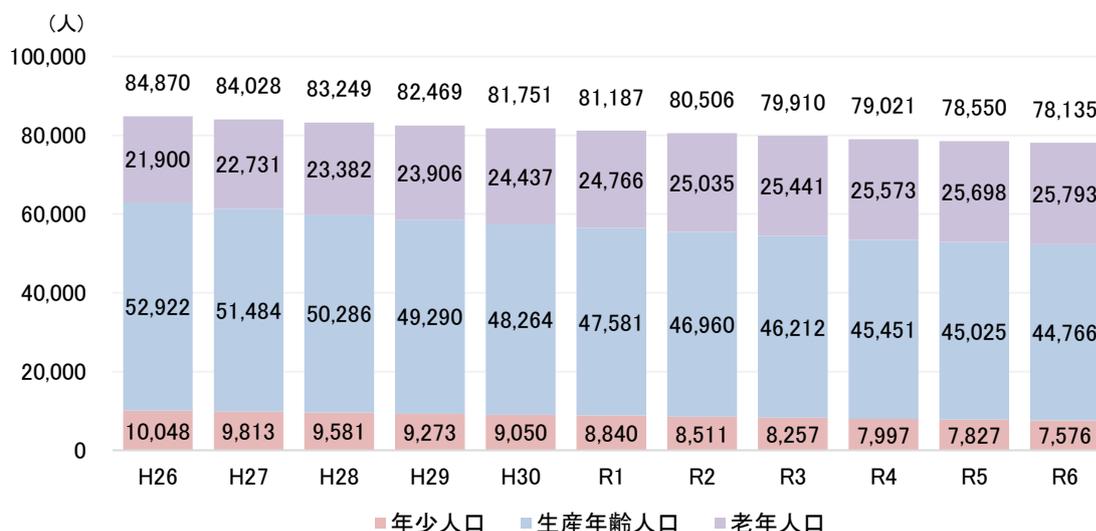
1 人口・世帯・子どもを取り巻く状況

(1) 総人口・年齢階層別人口の推移

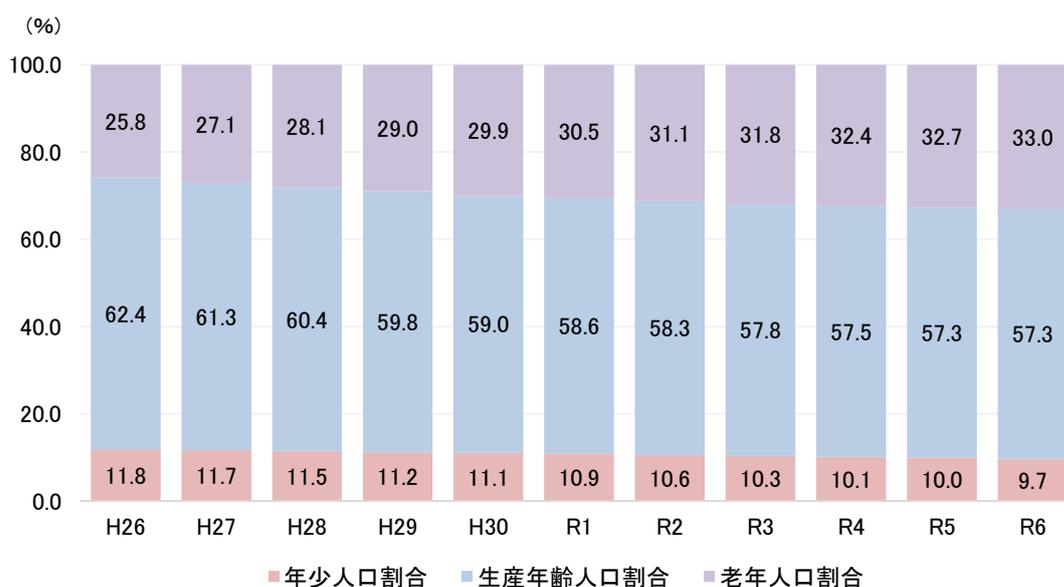
本市の総人口は、令和6年4月1日現在、78,135人で減少傾向となっています。

このうち、15歳未満の年少人口は、7,576人で総人口の9.7%となっています。総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、令和元年から令和5年までの6年間で1.2ポイント減少しています。一方で、65歳以上の高齢者人口の割合は2.5ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

■総人口・年齢階層別人口の推移及び人口割合(行田市)



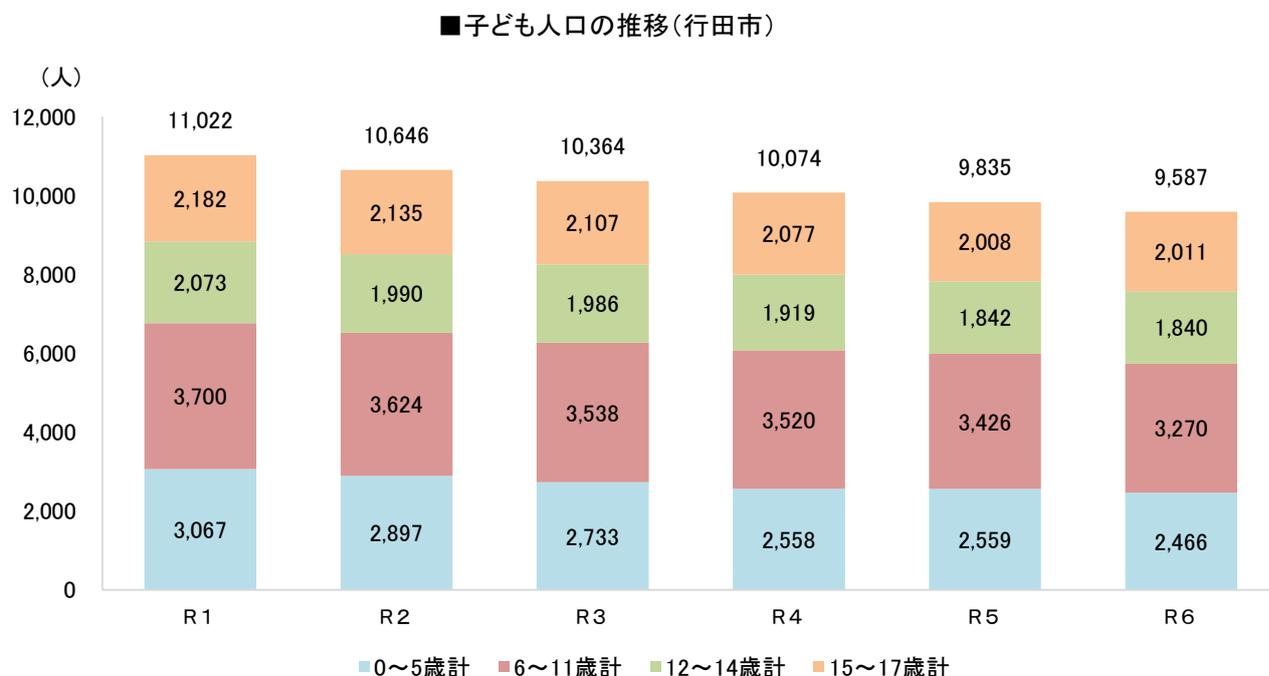
出典:「住民基本台帳」各年4月1日現在



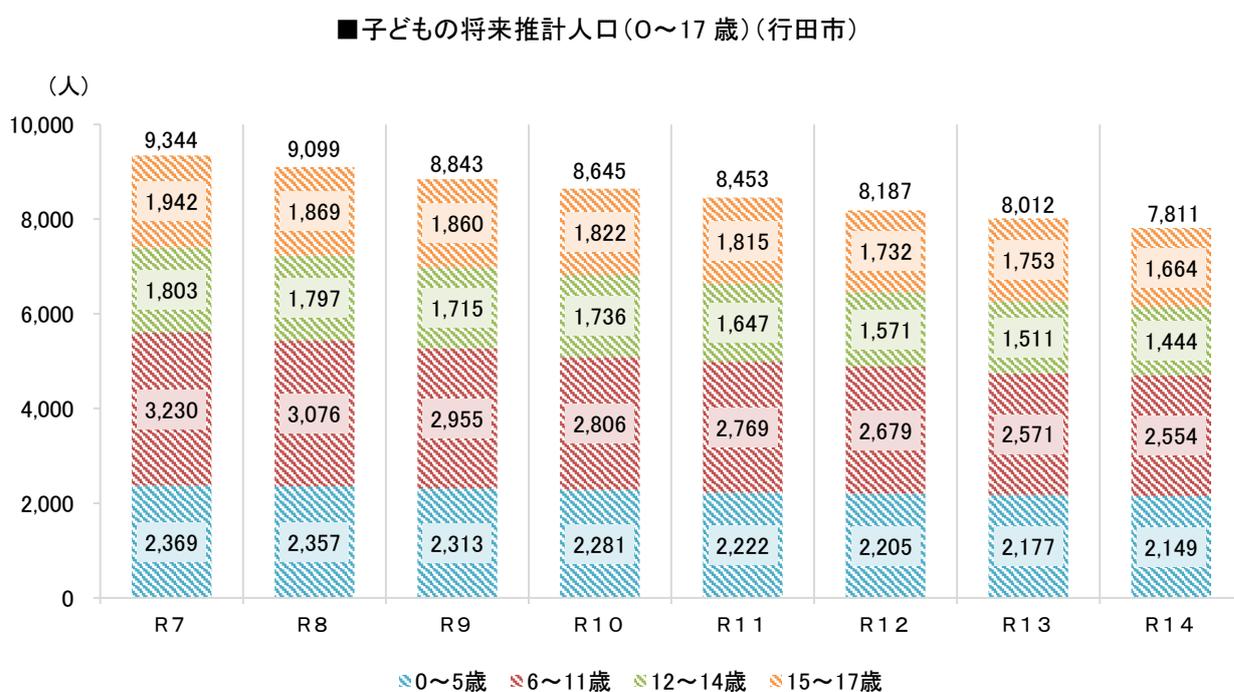
出典:「住民基本台帳」各年4月1日現在

(2) 子ども人口の推移と推計

本市の子ども人口は、年々減少傾向となっており、令和6年は9,587人となっています。さらに、子どもの将来推計人口は、令和14年度には7,811人とされ、更なる減少が見込まれています。



出典:「住民基本台帳」各年4月1日現在

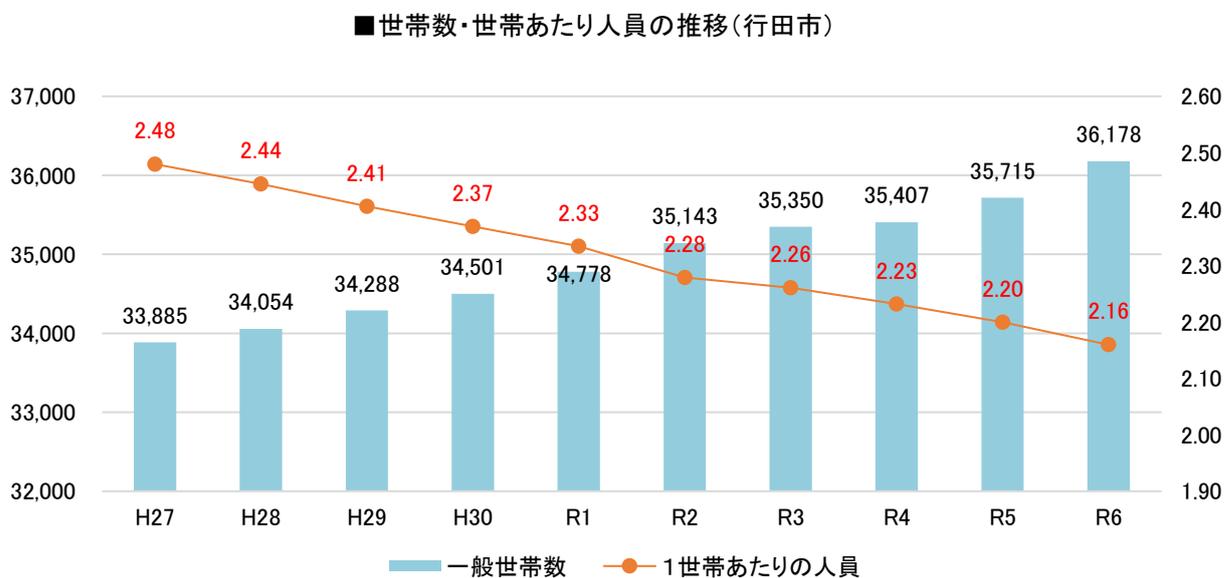


出典:「住民基本台帳」各年4月1日現在、コーホート変化率法による推計データ

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年
0歳	358	352	348	342	338	334	330	324
1歳	362	369	363	359	353	349	345	341
2歳	416	371	378	372	368	362	358	354
1～2歳計	778	740	741	731	721	711	703	695
3歳	399	422	377	384	378	374	368	364
4歳	428	410	433	387	394	388	384	378
5歳	406	433	414	437	391	398	392	388
3～5歳計	1,233	1,265	1,224	1,208	1,163	1,160	1,144	1,130
0～5歳計	2,369	2,357	2,313	2,281	2,222	2,205	2,177	2,149
6歳	511	416	443	423	446	399	406	400
7歳	495	519	423	450	430	453	405	412
8歳	488	494	518	422	449	429	452	404
9歳	580	490	496	520	423	450	430	453
10歳	574	582	492	498	522	425	452	432
11歳	582	575	583	493	499	523	426	453
6～11歳計	3,230	3,076	2,955	2,806	2,769	2,679	2,571	2,554
12歳	559	579	572	580	490	496	520	423
13歳	657	562	582	575	583	493	499	523
14歳	587	656	561	581	574	582	492	498
12～14歳計	1,803	1,797	1,715	1,736	1,647	1,571	1,511	1,444
15歳	603	592	661	565	585	578	586	496
16歳	671	604	593	662	566	586	579	587
17歳	668	673	606	595	664	568	588	581
15～17歳計	1,942	1,869	1,860	1,822	1,815	1,732	1,753	1,664
合計	9,344	9,099	8,843	8,645	8,453	8,187	8,012	7,811

(3) 世帯の状況

世帯数は、令和6年では、36,178世帯で平成27年から2,293世帯の増加となっています。一方、世帯あたり人員は、平成27年以降減少傾向で推移しており、令和2年では2.16人と核家族化の進行が伺えます。



出典:「住民基本台帳」各年4月1日現在

(4) ひとり親世帯の状況

本市の母子家庭の世帯は、平成22年まで増加し、その後減少傾向で推移しています。一方、父子家庭の世帯は、平成22年まで減少し、その後横ばい傾向で推移しています。

なお、総世帯数に占める母子世帯、父子世帯の割合は、令和2年で見ると行田市(母子世帯1.3%、父子世帯0.2%)は全国(母子世帯1.2%、父子世帯0.1%)を上回っています。

(母子世帯)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
行田市	359	446	461	428	404
埼玉県	27,422	34,081	35,999	35,849	32,130
全国	625,904	749,048	755,972	754,724	646,809

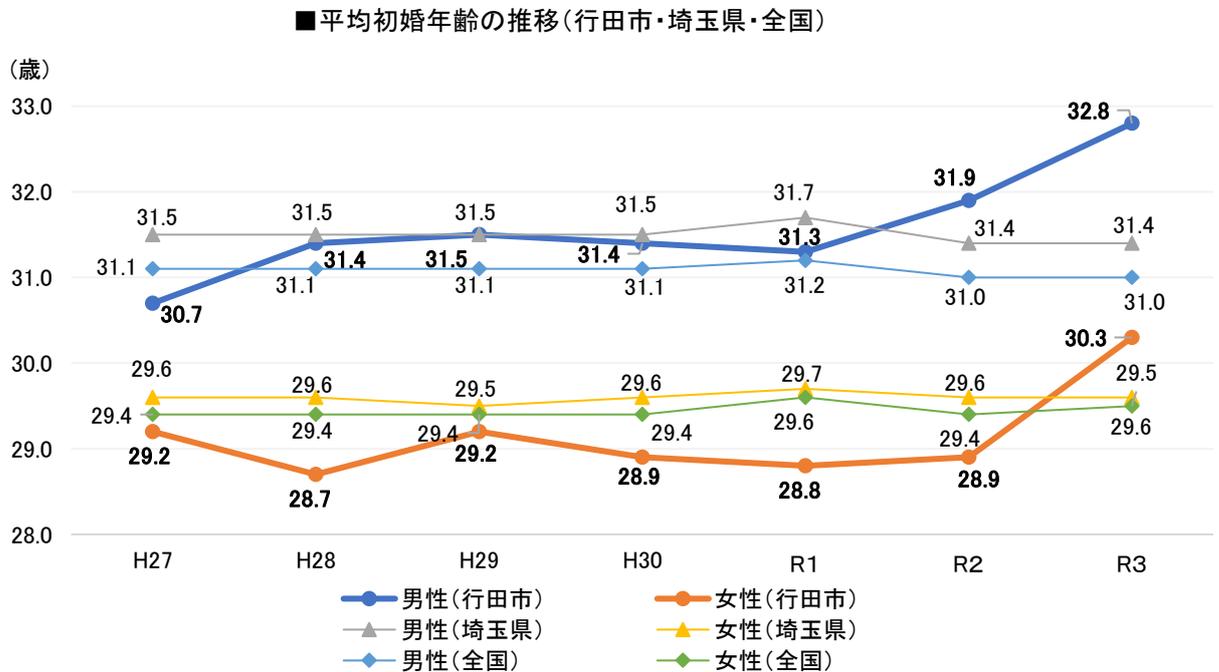
(父子世帯)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
行田市	73	71	63	63	62
埼玉県	4,876	5,327	5,462	4,917	4,459
全国	87,383	92,285	88,689	84,003	74,481

出典:「国勢調査」

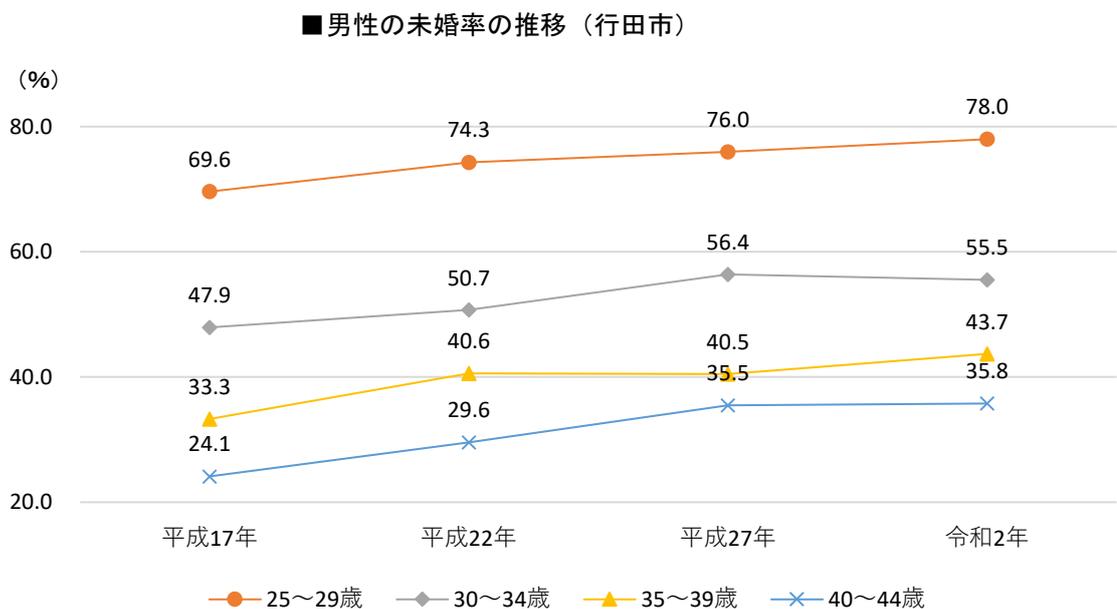
(5) 平均初婚年齢の推移

本市の平均初婚年齢の推移を見ると、令和3年では男性・女性ともに国・県を上回り、近年においては晩婚化の傾向が伺えます。

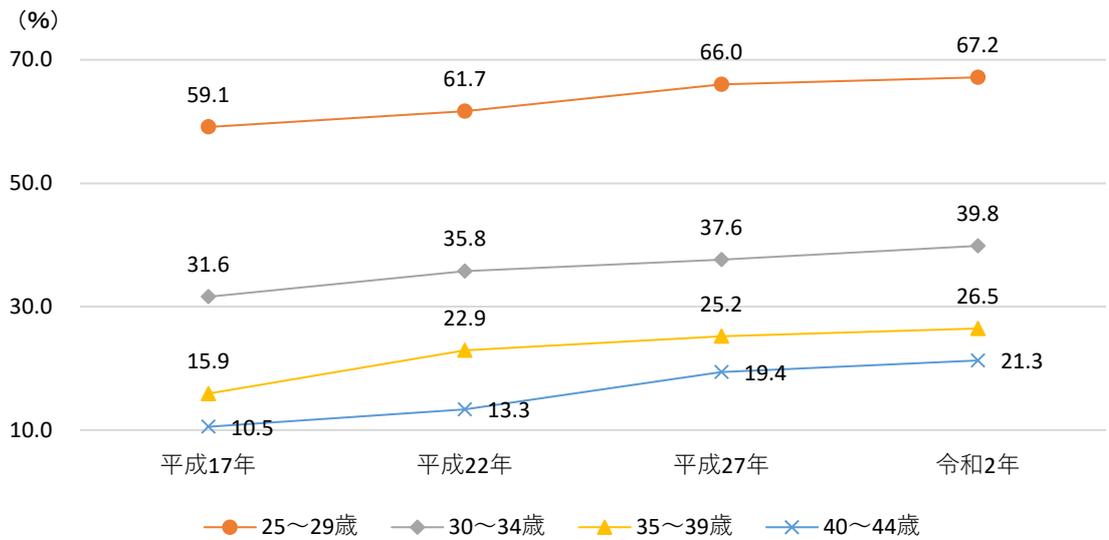


(6) 未婚率の推移

本市の未婚率は、男性、女性ともに上昇傾向にあります。また、女性より男性の割合が高くなっています。30～34歳男性においては半数以上、30～34歳女性においては約4割が未婚となっており、晩婚化、未婚化の進行が伺えます。



■女性の未婚率の推移(行田市)

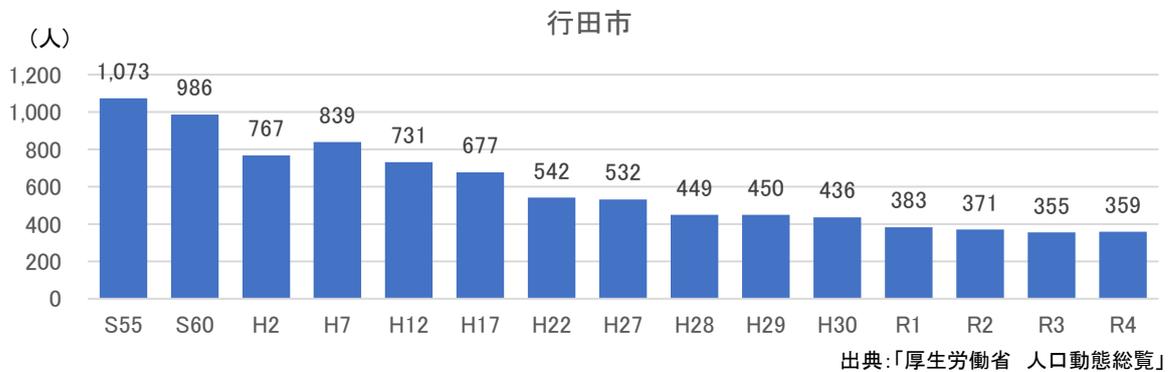


出典:「国勢調査」

(7) 出生数の推移

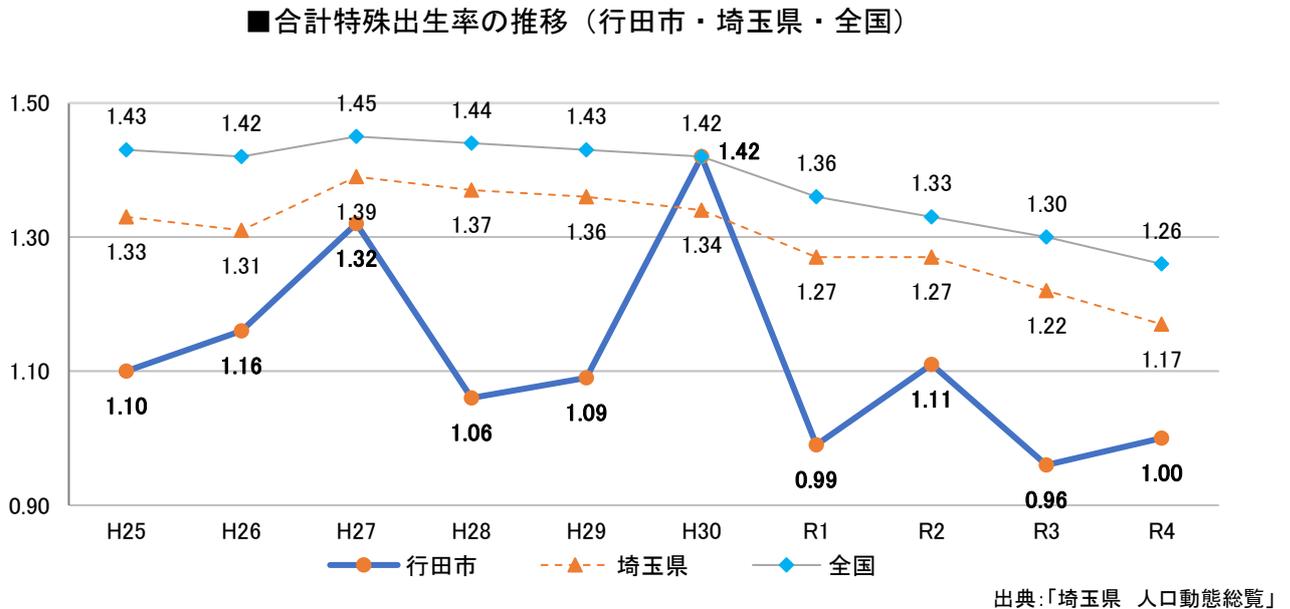
本市の出生数は、埼玉県、全国同様に減少傾向にあります。令和2年以降、本市では360人前後で推移しています。令和5年の出生数（市民課調べ）は401人でした。

■出生数の推移(行田市・埼玉県・全国)



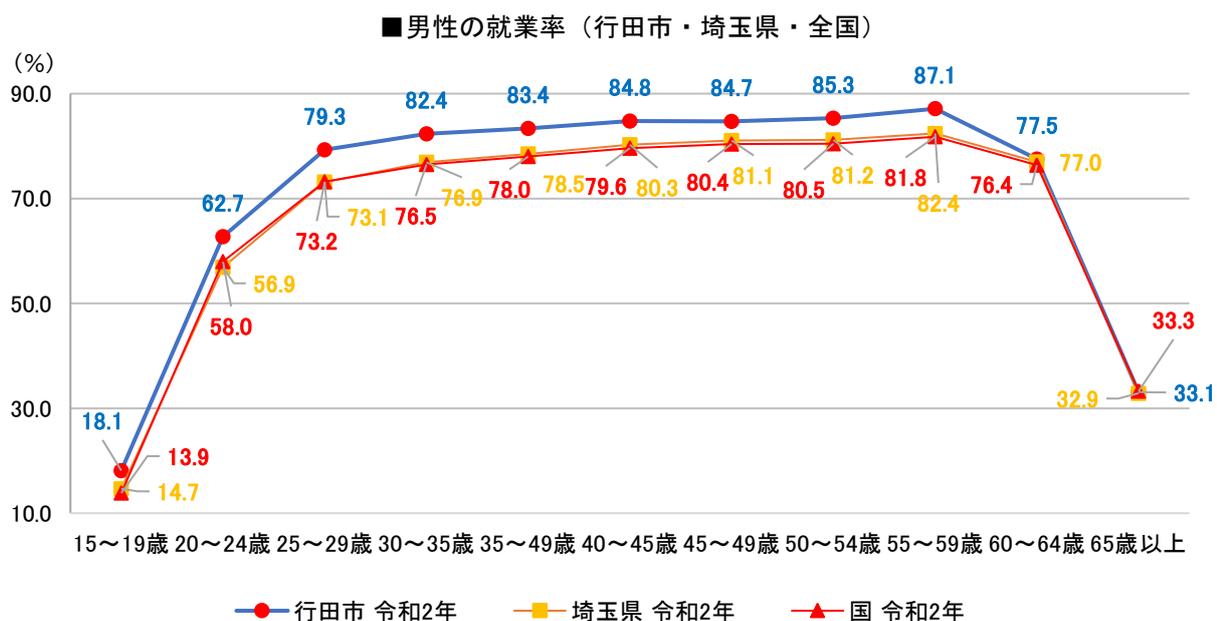
(8) 合計特殊出生率の推移

本市の1人の女性が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率は、令和3年に過去最低を記録しました。平成30年以降上昇及び下降を繰り返していますが、平成30年から令和4年までの5年間の平均は1.00となっており、埼玉県、全国と同様に減少傾向を示しています。

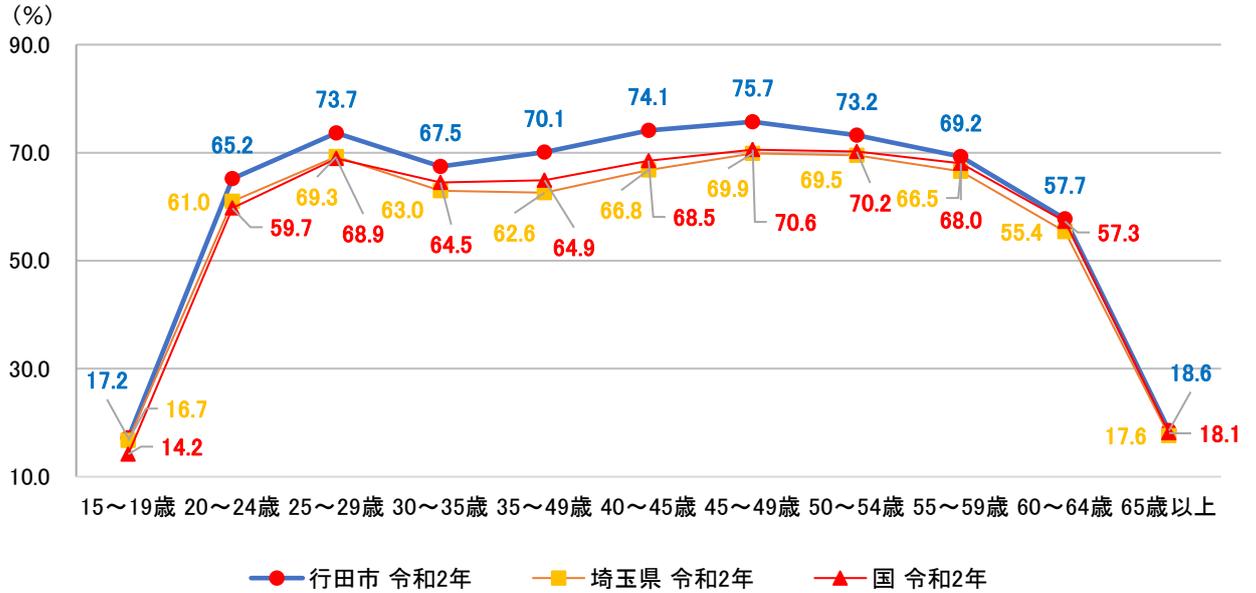


(9) 就業率

就業率を埼玉県・全国と比較すると、女性は全世代で、男性は65歳以上を除き、埼玉県・全国よりも高くなっています。女性は、埼玉県・全国と類似したM字型を示しており、全国と同様に30～35歳において就業率の低下が見られます。



■女性の就業率（行田市・埼玉県・全国）

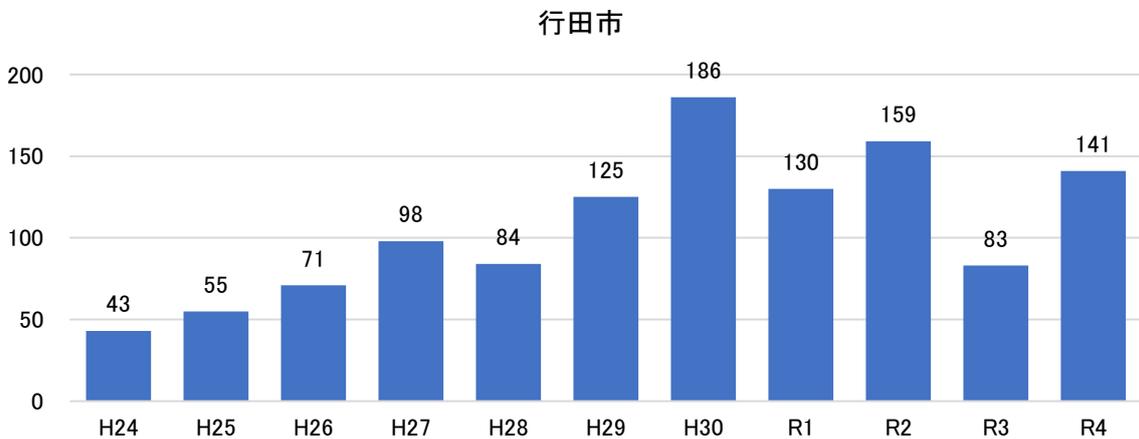


出典：人口動態統計

(10) 児童虐待相談受付件数の推移

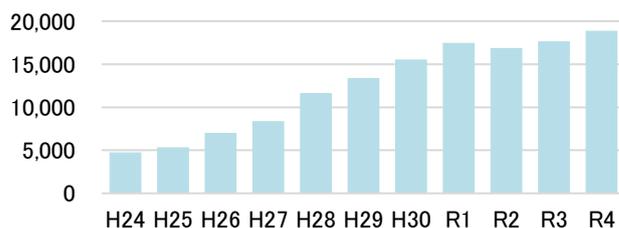
本市の児童虐待相談受付件数は、全国、埼玉県同様に年々増加傾向にありましたが、平成30年以降は増減を繰り返しており、注意が必要です。

■児童相談所における児童虐待相談受付件数の推移（行田市・埼玉県・全国）



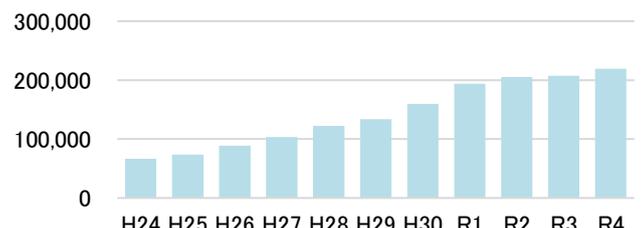
出典：「熊谷児童相談所(行田市)」

埼玉県



出典：「埼玉県福祉部子ども安全課統計資料」

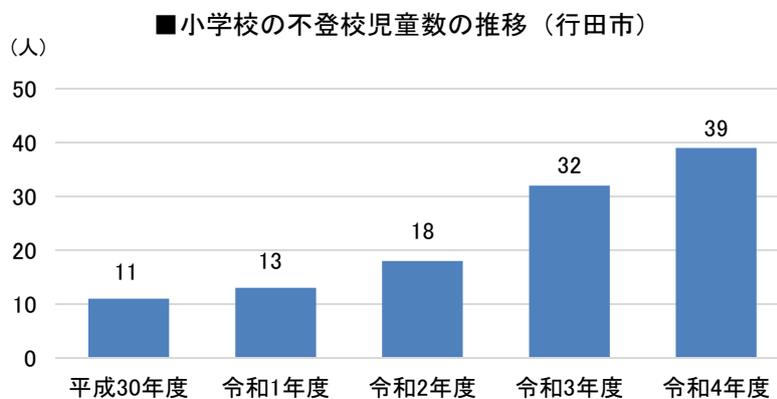
全国



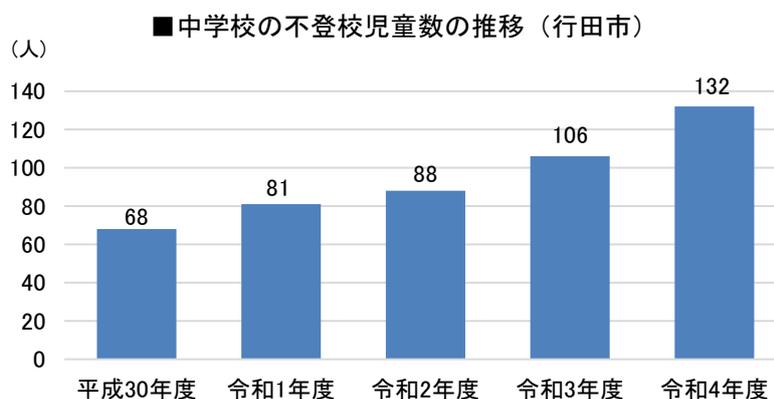
出典：「構成労働省 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援の整備に関する取組状況について」

(11) 小中学校の不登校児童生徒数の推移

本市の小学校及び中学校における不登校児童数は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、休校を実施した以降に大幅に人数が増加しています。



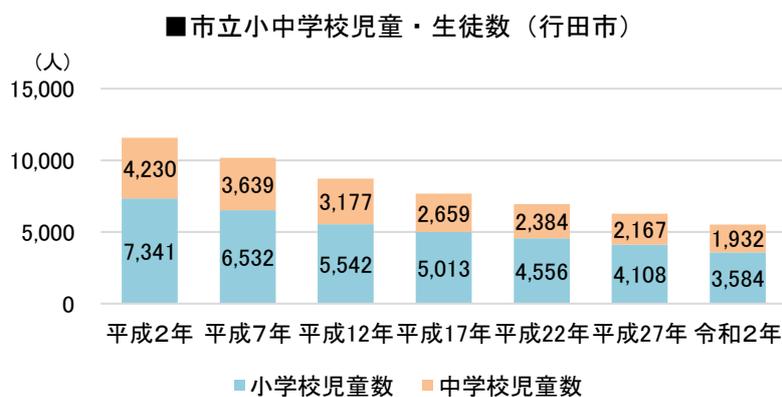
出典:教育指導課



出典:教育指導課

(12) 小中学校児童生徒数の推移

本市の小学校及び中学校の平成2年と令和2年を比較すると、小学校児童数、中学校生徒数ともに30年で半数以下と大きく減少しています。



出典:教育委員会

(13) 県学力・学習状況調査

小4～中3までの延べ14教科のうち、県平均を上回る教科は1～2教科と少なく、令和3年及び令和4年は上回った教科数が0となっています。また、県平均を下回る科目についても、中1以下は県平均との差が1～2点程度と少ないのに対して、中2及び中3では、県平均を5点前後下回る教科が多く、学年が進むにつれて県平均との差が広がる傾向にあります。

■県学力・学習状況調査結果（行田市）

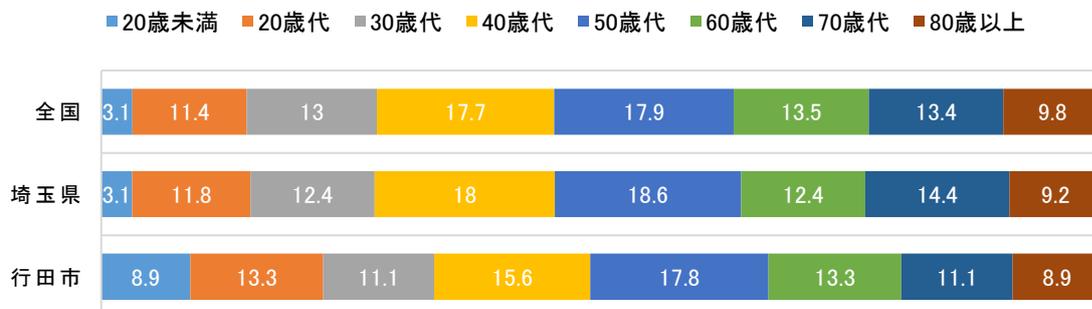
行田市平均点(行田市平均点－県平均点)

学年・教科	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小4国語	56.4(+0.3)	64.6(+0.3)	56.1(-1.9)	59.7(-2.4)	63.1(-0.5)
小4算数	69.8(-0.4)	63.5(-0.7)	68.1(-1.8)	61.3(-1.7)	64.6(+0.7)
小5国語	52.8(+0.5)	61.5(-0.6)	54.4(-2.3)	54.2(-2.0)	60.6(-2.1)
小5算数	65.9(-2.3)	60.9(-0.8)	57.9(-3.7)	62.0(-1.0)	61.0(-2.0)
小6国語	61.3(-0.9)	58.1(-0.7)	57.0(-1.6)	62.2(-1.6)	58.2(-2.6)
小6算数	60.6(-0.9)	58.6(-0.4)	60.1(-0.8)	59.4(-0.4)	55.7(-0.8)
中1国語	63.2(-0.1)	59.2(-1.9)	59.4(-1.9)	56.7(-2.1)	63.5(-0.3)
中1数学	61.9(+2.1)	58.8(-1.4)	58.5(-0.9)	56.4(-1.3)	58.3(+1.9)
中2国語	58.0(-1.3)	63.4(-0.4)	61.8(-1.3)	55.7(-1.4)	58.4(-1.8)
中2数学	55.7(-4.1)	55.8(-2.8)	58.5(-0.6)	48.8(-3.9)	56.5(-2.5)
中2英語	52.0(-4.3)	54.5(-2.8)	61.2(-1.4)	56.2(-2.8)	50.6(-2.7)
中3国語	51.9(-1.5)	69.5(-3.2)	67.1(-1.0)	54.2(-2.1)	54.4(-1.1)
中3数学	55.0(-3.2)	53.1(-4.6)	56.1(-2.0)	54.6(-2.5)	57.7(-3.1)
中3英語	52.3(-3.5)	50.0(-5.7)	54.8(-5.2)	52.6(-3.3)	46.4(-4.0)

(14) 自殺者の年齢別割合（平成30年～令和4年の累計）

本市の自殺者の年齢別割合を見ると、埼玉県及び全国と比較して、男性では20歳未満、20歳代の割合が高く、女性では20歳未満、50歳代以降の割合が高い状況です。

■自殺者（男性）の年齢別割合（平成30年～令和4年の累計）（行田市）



出典：警察庁「自殺統計」

(15) ライフステージ別死因

本市の平成30年～令和4年までの5年間累計のライフステージ別死因では、青年期の死因で第1位、壮年期で死因の第2位、中年期で死因の第4位となっています。

■ライフステージ別死因上位4位（平成30年～令和4年）

	幼年期 (0～4歳)	少年期 (5～14歳)	青年期 (15～24歳)	壮年期 (25～44歳)	中年期 (45～64歳)	高齢期 (65歳以上)	総数
第1位	周産期に発生した病態 28.6%	悪性新生物 20%	自殺 66.7%	悪性新生物 31.5%	悪性新生物 38.6%	悪性新生物 24.5%	悪性新生物 25.7%
第2位	先天奇形、変形及び染色体異常 28.6%	インフルエンザ 20%	悪性新生物 11.1%	自殺 20.4%	心疾患(高血圧性を除く) 15.7%	心疾患(高血圧性を除く) 17.5%	心疾患(高血圧性を除く) 17.2%
第3位	その他の新生物 14.3%	先天奇形、変形及び染色体異常 20%	先天奇形、変形及び染色体異常 11.1%	心疾患(高血圧性を除く) 11.1%	脳血管疾患 7.2%	肺炎 9.3%	肺炎 8.5%
第4位	心疾患(高血圧性を除く) 14.3%			脳血管疾患 11.1%	自殺 5.5%	老衰 8.6%	老衰 7.7%

出典：埼玉県地域の現状と健康指標(人口動態統計)

2 子育て支援サービスの状況

(1) 保育施設（保育園・認定こども園）の状況

令和5年4月1日現在、市内には保育施設（保育園・認定こども園）が13箇所（公立3・私立10）、あります。定員数1,092名に対して、園児数は1,025名（公立186名・私立839名）となっています。

■保育施設（保育園・認定こども園）（公立：3、私立：10）

保育園名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
若葉保育園	私立	生後4か月～	130	116
和光保育園	私立	生後6か月～	100	88
白鳩保育園	私立	生後4か月～	60	68
ホザナ保育園	私立	生後3か月～	90	104
太井保育園	私立	生後2か月～	90	89
小羊チャイルドセンター	私立	生後2か～	60	59
太田保育園	私立	生後2か月～	80	72
行田こども園（保育）	私立	生後6か月～	80	67
埼玉保育園	私立	生後6か月～	60	62
やごうこども園（保育）	私立	生後6か月～	102	114
持田保育園	公立	生後6か月～	90	69
長野保育園	公立	生後6か月～	90	74
南河原保育園	公立	生後6か月～	60	43
計			1,092	1,025

出典：「子ども未来課」（令和5年4月1日現在）

(2) 保育施設（地域型保育園）の状況

令和5年4月1日現在、市内には保育施設（地域型保育園）が5箇所あります。定員数58名に対して、児童数は64名となっています。

■保育施設（地域型保育園）（私立：5）

保育園名（事業類型）	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
たけのこ保育室（小規模保育事業）	私立	生後6か月～	12	16
長澤家庭保育室（家庭的保育事業）	私立	生後6か月～	3	1
あゆみ保育園（家庭的保育事業）	私立	生後2か月～	5	5
こどものみらい保育園（小規模保育事業）	私立	生後6か月～	19	20
きらめきの森保育園（小規模保育事業）	私立	生後6か月～	19	22
計			58	64

出典：「子ども未来課」（令和5年4月1日現在）

(3) 教育施設（幼稚園・認定こども園）の状況

令和5年4月1日現在、市内には教育施設（幼稚園・認定こども園）が9箇所あります。定員数1,890名に対して、児童数は641名となっています。

■教育施設（幼稚園・認定こども園）（私立：9）

保育園名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
老本幼稚園	私立	満3歳～	520	150
行田幼稚園	私立	満3歳～	210	58
富士見ヶ丘幼稚園	私立	満3歳～	140	42
ホザナ幼稚園	私立	満3歳～	100	44
まつたけ幼稚園	私立	3歳児～	320	123
南河原幼稚園	私立	満3歳～	150	15
やごうこども園（教育）	私立	満3歳～	155	94
やなぎ幼稚園	私立	満3歳～	280	111
行田こども園（教育）	私立	満3歳～	15	4
計			1,890	641

出典：「(教)教育総務課、子ども未来課」(令和5年4月1日現在)

(4) 学童保育の状況

令和5年4月1日現在、市内には学童保育室が17箇所（公立18・民間1）あります。定員数950名に対して、在籍児童数は853名となっています。令和6年4月1日には埼玉小学校校舎内に公設の埼玉第2学童（定員40名、児童数20名）を開設し、総定員数は990名となっています。

■学童保育室（公設：18，民設：1）

施設名	場所	公・私	定員（名）	児童数（名）
忍学童保育室	忍小学校敷地内	公設	60	60
西第一学童保育室	西小学校校舎内	公設	70	71
西第二学童保育室	西小学校校舎内	公設	50	49
東第一学童保育室	東小学校校舎内	公設	36	33
東第二学童保育室	東小学校敷地内	公設	60	56
北第一学童保育室	北小学校体育館内	公設	36	37
北第二学童保育室	谷郷2486-3	公設	70	44
さくら第一学童保育室	桜ヶ丘小学校敷地内	公設	45	34
さくら第二学童保育室	桜ヶ丘小学校敷地内	公設	50	18
南第一学童保育室	南小学校校舎内	公設	49	48

施設名	場所	公・私	定員（名）	児童数（名）
南第二学童保育室	南小学校敷地内	公設	44	44
太田学童保育室	太田西小学校校舎内	公設	70	69
泉太井学童保育室	泉小学校敷地内	公設	55	54
埼玉学童保育室	埼玉小学校敷地内	公設	48	53
南河原学童保育室	南河原支所	公設	70	61
下忍学童保育室	下忍小学校敷地内	公設	36	33
見沼学童保育室	荒木小学校敷地内	公設	34	24
みずしろ学童保育室	児童センター内	公設	37	36
太井学童保育室	太井保育園敷地内	民設	30	29
計			950	853

出典：「子ども未来課」（令和5年4月1日現在）

（5）ショートステイ・トワイライトステイの状況

令和5年4月1日現在、市内にはショートステイ及びトワイライトステイが各2箇所あります。定員はショートステイが合わせて3名、トワイライトステイが合わせて3名です。令和5年度の延べ利用児童数は、ショートステイが合計8名、トワイライトステイが合計0名となっています。

■ショートステイ（原則7日以内）（私立：2）

施設名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
長澤家庭保育室	私立	生後6週間～2歳未満の児童	3	8
児童養護施設「ケヤキホーム」	私立	2歳～18歳未満の児童	要相談	0

■トワイライトステイ（原則6か月以内・午後10時まで）（私立：2）

施設名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
長澤家庭保育室	私立	生後6週間～2歳未満の児童	3	0
児童養護施設「ケヤキホーム」	私立	2歳～18歳未満の児童	要相談	0

出典：「子ども未来課」（令和5年4月1日現在）

(6) 地域子育て支援拠点施設の状況

令和5年4月1日現在、市内には地域子育て支援センターが2箇所、つどいの広場が2箇所あります。子育て親子が自由に遊び、交流できる場を提供するほか、子育てに関する相談や市が実施する子育て支援サービスの情報提供を行っています。

■地域子育て支援センター

施設名	対象	開設日	開設時間
きっずプラザ あおい	就学前の児童とその保護者	毎日（火曜日は屋外公園のみ利用可）	午前8時30分～午後5時
なごみ（和光保育園併設）	おおむね3歳未満の児童とその保護者	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～午後3時

出典:「子ども未来課」(令和5年4月1日現在)

■つどいの広場

施設名	対象	開設日	開設時間
はすのこ（児童センター内）	おおむね3歳未満の児童とその保護者	火・木・土曜日 （国民の祝日を除く）	午前10時～午後3時 午前10時～午後2時
ひがし（東第二学童保育室）		月・水・金曜日 （国民の祝日を除く）	
みなみかわら（老人福祉センター南河原荘隣）		月・水・金曜日 （国民の祝日を除く）	
さくら（さくら学童保育室）		月・水・金曜日 （国民の祝日を除く）	
さきたま（埼玉学童保育室）		火・水・木曜日 （国民の祝日を除く）	

出典:「子ども未来課」(令和5年4月1日現在)

(7) 病児・病後児保育事業の状況

令和5年4月1日現在、市内には病児・病後児保育施設が1箇所（私立）あります。定員は8名で、令和5年度の延べ利用児童数は159名となっています。

■病児・病後児保育施設（私立：1）

施設名	公・私	受入年齢	定員（名）	利用児童数（名）
げんきキッズ	私立	小学校6年生まで	8	159

出典:「子ども未来課」(令和5年4月1日現在)

(8) ファミリー・サポート・センターの状況

令和5年4月1日現在、市内にはファミリー・サポート・センターが1箇所あります。育児の援助を受けたい方や育児の援助を行いたい方を会員として、会員間による育児の相互援助活動を支援しています。令和5年の延べ利用者数は2,499名となっています。

■ファミリー・サポート・センター

施設名	対象	援助時間等	利用者数(名)
ファミリー・サポート・センター	生後6か月~12歳の児童	AM7:00~ PM7:00	2,499

出典:「子ども未来課」(令和5年4月1日現在)

(9) 相談事業の状況

令和5年4月1日現在、市内における相談事業として以下を行っています。

(子育て包括支援センター：令和6年4月以降はこども家庭センター)

- ・乳幼児相談：就学前の子どもの発育や発達、育児等について保健師等が相談を受ける。
- ・家庭児童相談：18歳未満までの子どもと家庭の困りごとについて、相談を受ける。

(教育支援センター)

- ・教育相談：発達や不登校に関して保護者等から相談を受ける。
- ・早期療育事業：発達の特性が気になる幼児・児童を対象に個別の療育を実施し、発達障害の早期発見・早期支援に努め、幼児期から学齢期につながる支援を行うほか、子育てに悩む保護者に対して、子どもへの関わり方について学ぶ機会を提供し、より良い親子関係の育成を行う。
- ・就学相談：対象となる子どもの発達や障がい等の特性を理解し、就学対象校・医療機関・福祉などの関係機関と連携した相談活動を行う。
- ・いじめ、不登校、ヤングケアラー等について子どもからの相談を受ける「そうだんホットライン」
- ・いじめ対策事業：全中学校にさわやか相談員を毎日配置し、各小中学校にスクールカウンセラーを不定期で配置する。
- ・不登校児童生徒支援事業：市内小中学校の不登校児童生徒を対象として、集団再適応、自立を援助する学習・スポーツ活動・体験活動等を実施するほか、保護者に対する相談活動を行う。

(その他)

- ・子育て談話室(たんぼぼ)：子育ての悩みや不安を仲間同士で話し合う。

■相談事業

事業名	対象	開設日	場所	開設時間
乳幼児相談	0歳～小学校入学前 までのお子さんとその 保護者	月1回	こども家庭 センター	午前9時～午前11時
家庭児童相談室	18歳未満の児童の 保護者等	月～金曜日	こども家庭 センター	午前8時30分～午後4 時（正午～午後1時を 除く）
教育相談	年長児から中学3年 生までの児童・生徒 及びその保護者	月～金曜日	教育支援センター	午前9時～ 午後5時
就学相談	〃	〃	〃	〃
そうだんホット ライン	〃	〃	〃	〃
子育て談話室	乳幼児と その保護者	開催日は年度ごとに 決定（隔月1回）	総合福祉館	午前10時～ 午前11時45分

3 アンケート調査結果

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした、「行田市こども計画」の策定に向け、子どもとその保護者の生活状況の把握及び若者世代の生活実態の把握のため、アンケート調査を実施しました。調査結果の一部については、次の「4 行田市の現状からみる課題と方針」や第4章の3「こども施策の展開」において引用しています。

なお、すべての調査結果は巻末の資料編に整理します。

(1) 未就学児童・小学生児童保護者調査

- ①調査時期 令和6年3月3日～令和6年3月22日
- ②調査対象 行田市内に居住する未就学児童の保護者及び小学生児童の保護者
- ③調査方法 郵送による配付・回収
- ④回収状況

対象者	配付数	回収件数	回収率
未就学児童保護者	1,600件	726件	45.4%
小学生児童保護者	1,000件	455件	45.5%

(2) 小学5年生及び保護者、中学2年生及び保護者、若者調査

- ①調査時期 令和6年7月～令和6年8月
- ②調査対象 行田市内に居住する小学5年生の児童及びその保護者
行田市内に居住する中学2年生の生徒及びその保護者
行田市内に居住する18～39歳の若者2,000人（無作為抽出）
- ③調査方法 郵送による配付・回収及びインターネットによる回収
- ④回収状況

対象者	配付数	回収件数	回収率
小学5年生	582件	238件	40.9%
中学2年生	573件	238件	41.6%
小学5年生保護者	582件	186件	32.0%
中学2年生保護者	573件	107件	18.7%
市民(18～39歳)	2,000件	410件	20.5%

4 行田市の現状からみる課題と方針

(1) こどもの権利の尊重

国は、「こども家庭庁」を創設し、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとしています。

本市においては、近年、児童虐待相談受付件数は増減を繰り返しており注意が必要な状況にあり、また、いじめの認知件数及び小中学校の不登校児童生徒数は増加傾向にあります。

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらもSOSを発信できていない子ども・若者にアウトリーチするため、子ども・若者や子ども・若者に関わり得る全ての大人を対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進する必要があります。そして、子どもや若者、子育て当事者の意見をまちづくりに活かしていくことが重要とされていることから、意見表明できる機会の確保等が求められています。

(2) 安心して過ごすことができる「こどもの居場所づくり」

人間は社会的な動物であり、肯定的・開放的な関係の中に自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、全ての人にとって生きる上で不可欠な要素であると言われています。そのため、子ども・若者が生きていく上でも不可欠と言えるものであり、居場所がないことは、人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題と指摘されています。

アンケート調査結果から、「たいてい一人である。だいたいいつも一人で遊ぶか、人と付き合うことを避ける」と回答した小学5年生は19.8%、中学2年生では29.8%となっています。「孤独であると感じること」に「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」と回答した若者(18~39歳)は49.3%となっています。

多くの子どもたちにとって家や学校は居場所となっていますが、家については中学2年生では8.8%が「いいえ」と回答し、学校については小学5年生では18.1%が、中学2年生でも21%が「いいえ」と回答しており、家や学校が居場所となっていない子どもが一定数いる状況です。

家や学校以外に「ここに居たいと感じる居場所」について、「欲しい」と回答した割合は、小学5年生では66.0%、中学2年生では72.7%となっています。また、若者を対象としたアンケート調査結果において、ほっとできる、居心地の良い場所になっているかについて、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」の回答割合は、「家庭」では11.3%、「学校」では38.2%、「職場」では35.3%、「地域」では30.7%となっています。

子ども・若者に対して、本人が居場所と感じられる場所をつくっていく必要があります。

(3) 子育て支援の強化と教育の充実

アンケート調査結果から、母親の「フルタイム」「パート・アルバイト等」での就労意向の高まりが伺えます。今後においても、国に先駆けて実施している3歳未満児の保育料無償化、共働き家庭の増加等に伴う保育需要が見込まれるため、保育の受け入れ態勢を確保する必要があります。将来的には、少子化に伴う全体的な児童数の減少や地域ごとの利用児童数の動向を見据え、保育・教育ニーズの変化に柔軟に対応していくことが求められます。

核家族化や、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、上昇を続ける大学進学率などを受けて、近年「子育てにはお金がかかる」との認識が広がっており、それが出生率の低下に繋がっていることを指摘する声があります。しかしながら、「行田市基本構想」のため実施したウェブアンケート調査の結果では、市の「子育てに対する支援」や「保育所や幼稚園などの児童福祉」について満足している人の割合はともに10%前後と低い状況であり、市がこれまでに実施してきた様々な子育て支援策が効果に繋がっていない、あるいはそもそも子育て世代をはじめとした市民に浸透していない可能性があります。また、教育面では、埼玉県教育委員会が実施する「県学力・学習状況調査」で、小中学生の各学年とも、多くの科目で県平均を下回っているほか、ウェブアンケート調査の「小中学校での教育内容や取り組み」、「小中学校などの教育施設」についての問いでも満足している人の割合が10%台となっており、本市の子育て環境や教育環境に魅力を感じている市民は少ないことがわかっています。市では、最重要課題である人口減少対策の一つとして、子育て支援の強化と教育の充実に取り組む必要があります。

(4) すべての子どもと若者の健やかな成長及び自立と社会参加の支援

アンケート調査結果から、若者の多く(83.6%)が今の幸福感について肯定的な回答をしていますが、14.6%が否定的な回答となっています。

自分の将来についての人生設計(ライフプラン)については、『考えたことがある』(「考えたことがある」+「ある程度考えたことがある」)は70.5%となっていますが、『考えたことがない』(「考えたことがない」+「あまり考えたことがない」)は26%となっています。結婚等については若者の2人に1人が「必ずしも必要ではない」と回答し、結婚していない理由として、「適当な相手にまだ巡り会わないから」が約2割、次いで「結婚する必要性を感じないから」、「経済的に余裕がないから」となっています。また、子どもの希望数について、「2人」が49.5%、次いで「3人」が18.2%である一方で、実際の子ども数は、「こどもはいない」が54.4%で最も高く、「2人」が19.2%、「1人」が18.4%となっています。育児と仕事との関係における理想の生き方については、「こどもは持つが、こどもの成長に応じて働き方を変えていく」51.6%が最も高く、次いで「こどもは持つが、こどもの成長に関係なく働き続ける」18.4%となっています。

若者が希望に満ちた明日を夢見て描いたライフデザインを実現できるよう、人の一生涯の健康づくりに取り組むための施策であるプレコンセプションケアの取組等を推進していく必要があります。

また、アンケート調査結果からは、外出頻度が低いと回答した35人(410人中)のうち、外出していない期間が6か月以上の方は6割を超えていることから、ひきこもり状態にある方に対しては、早期に社会的孤立を生じさせない支援が必要です。

令和5年9月に実施した障がいのある市民を対象としたアンケート調査結果では、市で特に力をいれてほしい施策として、「病気や障がいを予防するとともに、早い段階で適切な治療や療育を進める」と回答した方が18.4%あり、また同じく、市民向けアンケート調査結果では、「幼少期からなどできる限り早く適切な治療や療育を進める」と回答した方が25.2%ありました。幼少期からの適切な療育・支援体制の整備を進めていく必要があります。

(5) 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援

近年、出産年齢の高齢化に伴い、不妊治療を受ける方も増加しています。令和4年4月からの保険適用により経済的負担は軽減されているものの、保険適用外の検査・治療もあるため、希望する妊娠を叶えるための支援が求められます。

また、母親にとって、妊娠・出産期は身体の変化により不安や悩みも多く、心身に大きな負担がかかる時期です。核家族化が進み、家族や親類からの十分なサポートが難しい家庭も存在することから、妊娠期から出産後まで市がつながりを持ち続け、課題に応じた寄り添った支援を行っていく必要があります。

本市では保育施設の整備が進み、3歳以上のほとんどが認可保育所や幼稚園などの教育・保育事業を利用していますが、1～2歳児の約5割は保育所に通園していません。おうちでの子育てをしている保護者の育児疲れや孤独感などの不安解消に向けた支援やアプローチも重要です。市では、国に先駆けた3歳未満児の保育料無償化や、国の試行的事業である「こども誰でも通園制度」等のおうち子育て支援事業、18歳までの子ども医療費助成制度など、切れ目ない子育て支援に取り組んでいます。

今後においては、SNSの活用など効率的かつ効果的な事業の周知を図り、必要な人に必要な情報を確実に届けることにより、子ども・子育て支援へのアクセスを向上させていく視点・工夫が求められています。

アンケート調査結果からは、子どもを健やかに産み育てるために期待することについては、若者の約4割が「育児休業などの支援等」を挙げています。

子育て家庭では依然として母親が子育てを主に行っている場合が多く、子育てに関して母親が孤立し、ストレスを感じている場合が考えられることから、ワーク・ライフ・バランスに向けた制度のさらなる周知と働き方改革への意識啓発が必要です。

(6) 困難を抱えるこども・子育て家庭への支援

アンケート調査結果では、地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動に参加していない小学5年生は107人(45%)、中学2年生では19人(8%)となっており、その理由として「お金がかかるから」と回答したのは小学5年生では11人(10.3%)、中学2年

生では5人(26.3%)となっています。また、現在の暮らしの状況について、小学5年児童保護者の約2割、中学2年生徒保護者の約3割が「苦しい」「苦しい」と「大変苦しい」の合計)と回答しています。さらに、若者に対するアンケート調査結果では、「社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験」が「ある」と回答した168人のうち、主な原因として「家庭が貧しい」が23人(13.7%)、「親(保護者)の虐待」は3人(1.8%)となっています。

また、未就学児及び小学生の保護者へのアンケート調査結果では、育児に関する協力者や相談できる相手が近くにいないと回答したのは、未就学児保護者39人(5.4%)、小学生保護者32人(7.0%)であり、子育ての孤立化により子育ての負担感や不安感を持つ保護者がいます。

こどもの貧困対策や、児童虐待防止に向けた取組を更に推進する必要があります。

さらには、近年、子どもが家事やきょうだい等の世話を担っているヤングケアラーへの支援の重要性が指摘されています。市では小学5年生の36.6%(87人)が家族の中に世話をしている人が「いる」と回答し、そのうち、「学校に行きたくても行けない」は2.3%(2人)、「どうしても学校を遅刻・早退してしまう」は2.3%(2人)、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」は2.3%(2人)、「睡眠が十分にとれない」は6.9%(6人)と回答しています(複数回答)。また、中学2年生では12.2%(29人)が家族の中に世話をしている人が「いる」と回答し、そのうち、「睡眠が十分にとれない」は10.3%(3人)、「部活や習い事ができない、もしくは辞めざるを得なかった」は3.4%(1人)と回答しています(複数回答)。

こうした状況は、本人や家族に自覚がない場合や地域の中で孤立している場合などは支援につながりにくいという課題があるため、福祉、教育等の関係機関が連携し、困難を抱えている子どもや家庭に気づき、見守り、必要に応じて適切な支援につなげていく必要があります。

(7) こどもの自殺対策、犯罪・事故から守る地域づくり

全国的に、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中であっても、増加傾向となっており、令和2年には過去最多、令和3年には過去2番目の水準となっています。また、本市においても、本市の自殺者(平成30年~令和4年)の年齢別割合では、県及び国と比較して、男性では20歳未満、20歳代の割合が高く、女性では20歳未満の割合が高く、非常事態となっています。「第2次行田市自殺対策計画」に基づき、誰も自殺に追い込まれることのないまちの実現を目指す必要があります。

また、性犯罪・性暴力やその他の犯罪、非行、事故、災害などから子ども・若者を守ることが全てのこどもが健やかに育つための大前提となります。

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

子ども・若者は、行田市の、そして日本のみならず世界の未来を担うかけがえのない存在であることは言うまでもありません。すべての子どもや若者が、身近な愛情に包まれながら自己肯定感や自己有用感を育み、これからの時代に必要な「生き抜く力」を養いながら自立した大人へと成長していくためには、乳幼児期から若者期までに至る切れ目のない支援が重要となります。

こども施策の実施に当たっては、「こどもまんなか」の考えの下で、これから生まれてくる子どもや今を生活している子ども・若者とともに、結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められています。

市では、「こどもまんなか応援サポーター」として、他市に先駆けた子育て支援の強化により、子育ての負担を軽減し、安心して子どもを生み育てることができる環境を実現します。また、小中一貫教育をはじめとした教育の充実により、子どもたちの学力向上はもとより、これからの時代に必要な「生き抜く力」を養います。

こうした本市の施策を推進していくためには、行政だけでなく、家庭、地域、学校・園、民間団体、民間企業等の皆様の御理解と御協力が不可欠です。子どもや若者から高齢者、障がい者まで、誰もがいきいきと暮らし、子どもたちの笑い声が響き渡り、大人たちが笑顔で会話を交わす街を目指し、本計画の基本理念を次のとおり掲げます。

案① みんなでつくる「こどもまんなか」のまち

案② いきいきと暮らせる「こどもまんなか」のまち



重点施策 1 子育て支援の強化と教育の充実

「わが子を行田で育てたい」と感じるような、充実した子育て支援や魅力的な子育て環境は、子育て世代の定住や他市からの移住促進の観点からも重要です。国に先駆けた3歳未満児の保育料無償化を周辺他市に先駆けて実施していくとともに、病児・病後児保育の充実や、家庭での子育て支援の充実など、きめ細やかな子育て支援を実施することで、子育て世帯の経済的・心理負担の軽減を図ります。

また、公園等の遊具の充実や、室内の子どもの遊び場整備など、子どもや親子連れが安心して遊べる場の充実により、魅力ある子育て環境を提供します。

市立小中学校において、英語教育をはじめとした特色あるカリキュラムによる小中一貫教育を進めることで、児童・生徒の学力向上を図る。また、市内幼稚園における英語教育など、幼児期から英語に慣れ親しむ機会を充実することで、「英語のできる行田っ子」を育成するとともに、英語のみならず、郷土の多様な歴史や文化を学ぶことで、国際社会で行田を語ることができるグローバル人材の育成を目指します。

学力だけでなく、子どもたちの「生き抜く力」を育むためには、児童・生徒が多くの仲間とともに切磋琢磨できる学校環境づくりが必要です。児童・生徒や保護者だけでなく、教員にとっても望ましい環境の実現に向けて、学校再編の取組を着実に進めます。こうした取組を通じて、子どもを持つ親が「行田の学校に子どもを通わせたい」と思える、魅力ある学校づくりを進めます。

重点施策 2 安心して過ごすことができる「こどもの居場所づくり」

学校は、子どもたちの学びの場だけでなく、地域行事の開催をはじめ、放課後子ども教室や学校応援団など、地域との結びつきも強く、地域コミュニティの交流の場など、様々な役割を担ってきました。学校再編により各地域にあった学校が大幅に減少することで、人との繋がりが希薄になるなど、地域社会に大きな変化が生じることが懸念されます。また、子どもの孤立化など、様々な困難を抱えた家庭もあることから、家や学校以外に、子どもたちが地域で安心して過ごすことができる第3の居場所が必要です。こどもの居場所は、こどもたちが、ここが自分の居場所だと感じてもらう居心地の良い場所であることはもちろんのこと、高齢者や若者など、様々な世代が集まって交流できるような場所となることが重要です。

本市では、多様な活動を行う民間団体を主体として、居場所づくりを推進していきます。

3 こども施策の展開

国・県の指針、ならびに行田市における課題と方針を踏まえ、前項で体系化した7つの基本施策ごとに、「具体的施策」及び「主な事業」を整理します。

また、本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間の成果指標については、「行田市基本構想」及び行田市基本構想に掲げる重点政策を含めた分野ごとの施策について、その方向性や実施事業などを示す具体的な計画である「行田市実施計画（3か年事業集）」（令和6年度—令和8年度）の整合を図るため、以下の4つを達成すべき指標として設定します。

成果指標

No.	目標指標	基準値	年度目標				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	こどもたちの居場所の箇所数 (12小学校区ごとに「こどもの居場所」1か所以上を整備)	9小学校区に 17か所 (令和6年)	12小学校区ごとに1か所以上	12小学校区ごとに1か所以上			
2	県学力・学習状況調査で県平均点を上回る教科数 (県学力・学習状況調査結果で県平均点を上回る教科数(市内小学校4年から中学校3年までの全14教科))	1教科/14教科 (令和5年度)	6教科/14教科	8教科/14教科			
3	CEFR A1(英検3級)相当以上を達成した中学生の割合 (英語教育実施状況調査による中学校3年生の割合)	34.2% (令和5年度)	50.0%	55.0%			
4	「スポーツ施設や文化・芸術などの発表の場」に満足している人の割合 (アンケート調査で「満足」「どちらかといえば満足」と答えた人の割合)	12.7% (令和5年度)	17.5%	20.0%			

※年度目標の数値は、令和6年●月末時点の「行田市実施計画（3か年事業集）」によるもの。

基本施策 1 こどもの権利の尊重

国は、「こども家庭庁」を創設し、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとしています。

また、こども大綱では、子ども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言える環境づくりを求めています。また、全ての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことを求めています。

基本施策体系

基本施策 1

こどもの権利の尊重

- ①こどもの権利に関する理解促進
- ②こども等の意見表明・参加の促進

具体的施策① こどもの権利に関する理解の促進

●こどもの権利についての教育や啓発活動の推進

教育活動全体を通じ、こどもたちが一人一人に保障されている人権について学ぶとともに、人権問題に関する正しい理解を深め、自他の人権や多様性が尊重された社会づくりを進める行動力を身につけることができるよう、人権を尊重する意識の育成に取り組めます。

●人権啓発活動の推進

地域における生涯学習・社会教育の拠点施設である公民館などを中心に、こどもの人権に関する学習の場の提供や研修会、講演会などの啓発事業を推進します。

(主な事業)

事業名	内容	主管課
学校教育活動	中学校社会科の授業を中心として、子どもの人権について学習機会を提供します。埼玉県教育委員会「人権感覚育成プログラム」に基づき、こどもの権利条約の意義や内容についての理解を深める。	教育指導課
人権教育・啓発推進事業	偏見や差別のない、市民一人ひとりの人権が尊重された「未来をひらく人材をはぐくむまち」を目指して、人権意識の醸成を図ります。	人権・男女共同参画推進課、生涯学習課
生涯学習推進事業	行田市民大学やものづくり大学との連携により、生涯学習に係る学習機会の提供や地域活動の促進を図り、心豊かな市民生活づくりを目指します。	生涯学習課
男女共同参画推進事業	「行田市男女共同参画推進条例」の基本理念に則り、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図ります。	人権・男女共同参画推進課

具体的施策② こども等の意見表明・参加の促進

●まちづくりへのこども・子育て当事者の意見表明・参加の促進

こどもの生活や将来に影響を及ぼす市の重要施策や計画を審議する際には、こどもや子育て当事者も含めた市民からの意見を募集するなど、まちづくり事業への子どもの意見表明・参加を促進します。

●子どもたちの意見の尊重と学校教育活動への反映

児童会や生徒会、学級会等の活動を通じ、自らが所属する集団や学校全体をよりよくするために何をすべきかを、子どもたちが主体的に話し合い、実行に移すといった学習を実施します。

(主な事業)

事業名	内容	主管課
市民意見募集事業	こどもを含む市民等から、市の施策などの案や関連資料公表し、意見を求め、その意見を検討し市政に反映していきます。	企画政策課
学校教育活動	児童会、生徒会、学級会等の活動を通じて、子どもたちの意見の尊重と活動への反映を促進していきます。	教育指導課

基本施策 2 安心して過ごすことができる「こどもの居場所づくり」(★重点)

こども大綱では、全ての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことを求めています。

アンケート調査結果からは、家や学校以外の「居場所がない」と回答した割合は、小学5年生では45.0%、中学2年生では44.1%となっています。家や学校以外の「居場所がない」理由については、「住んでいる地域に、そのような場所がないから」及び「(行きたい場所はあるが)行くのに時間がかかるため」の回答割合が小中学生共に高い状況です。

令和6年3月31日現在、市内には12小学校区のうち9学校区に、17か所の子ども食堂、多世代交流拠点等の居場所がありますが、地域の身近な場所での居場所づくりが求められます。どんな居場所が「ここに居たい」と感じるのか、またどのような居場所があれば行ってみたいかについては、小中学生共に、「好きなことをして自由に過ごせる」、「いつでも行きたい時に行ける」、「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」の回答割合が高くなっています。

家や学校以外の「ここに居たい」と感じる具体的な場所としては、「児童クラブや習い事や塾などの場所」、「公園や自然の中で遊べる場所」、「オンライン空間」の回答割合が高く、また、利用希望についての設問では、「夕ご飯を無料か安く食べることができる場所(子ども食堂など)」の回答割合が小中学生共に高く、その他、小学5年生では「何でも相談できる場所(電話やネットの相談含む。）」、中学2年生では「勉強を無料で見てくれる場所」の回答割合が高くなっています。

そのため、居場所として、安全で安心して過ごせる環境のほか、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びに接することができる環境を整備していく必要があります。

基本施策体系

基本施策2

安心して過ごすことができる
「こどもの居場所づくり」

①こどもの居場所・活動の充実

具体的施策① こどもの居場所・活動の充実

●こどもの居場所づくり

家庭や学校以外に、こどもたちが自分の居場所と感じ、安心して多世代と交流できる場所を確保するため、こどもの居場所づくりを推進します。

●遊びや体験の場の充実

身近で気軽な遊び・集い・交流の場である公園や公民館や児童センター等において、こども・若者の自由な遊びや多様な体験活動の機会を提供し、すこやかな育ちを支援します。

保育園、地域子育て支援拠点での、子どもと地域の高齢者の遊びを通じたふれあいや、世代間交流を図ります。

(主な事業)

事業名	内容	主管課
子ども等多世代及び若者の居場所づくり支援事業（重層的支援体制整備事業など）	子どもや高齢、障害、生活困窮といった垣根を超えて様々な人がつながり、安心して過ごす場を作り出すことで、支えあい意識の醸成や世代・属性の相互理解、外出・交流機会の確保等につなげるため、子ども食堂、多世代参加型食堂及び多世代交流拠点の運営費の補助を行います。また、ひきこもり等の若者が安心して過ごすことのできる居場所づくりを支援します。	子ども未来課 地域共生社会 推進課
放課後児童健全育成事業	放課後等に保護者が就労等により屋間不在となる家庭の児童を、安心・安全に保護し、健全に育成するため、学童保育室の設置・運営を行います。	子ども未来課
放課後子ども教室事業	小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、様々な交流活動・体験活動を実施します。	生涯学習課
児童センター管理運営事業	子どもたちに健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育むことを目的として、コミュニティセンターみずしろ3階において、児童センターを運営します。	子ども未来課
公園施設長寿命化事業	「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の計画的な更新と維持管理を行い、快適な公園づくりを推進します。	都市計画課

基本施策 3 子育て支援の強化と教育の充実（★重点）

こども大綱では、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて、全ての子どもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進することが重要とされています。また、こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながらか、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、公教育を再生させ、学校生活を更に充実したものとすることが重要とされています。

本市では、行田市基本構想において、「子育て支援の強化と教育の充実」を最重要課題である人口減少に対応し、理想とする将来像を実現するための重要政策の一つに掲げています。

他市に先駆けた子育て支援の強化により、子育ての負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境を実現します。また、小中一貫教育をはじめとした教育の充実により、子どもたちの学力向上はもとより、これからの時代に必要な「生き抜く力」を養います。

基本施策体系

基本施策 3
子育て支援の強化と教育の充実

- ①子育て支援の強化
- ②教育の充実

具体的施策① 子育て支援の強化

●切れ目のない子育て支援の実施

本市の未来を担う子どもを安心して産み、健やかに育てることができるよう、18歳までの医療費無償化や3歳未満保育無償化を継続するとともに、自宅での子育てを支援するなど、切れ目のない支援を行います。

●子育てと就労の両立の支援

保育園や学童保育室、病児・病後児保育の充実など、働きながら安心して子育てできる環境を整備することで、子育てと就労の両立を支援します。

●子どもが健やかに育つ環境づくり

公園の遊具や室内での遊び場など、子どもや親子連れが気軽に遊べる環境を整備します。

●教育、保育の必要な受け入れ体制の確保及び地域子育て支援事業の実施

未就学児童・小学生保護者へのアンケート調査結果などを踏まえた教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みを踏まえ、本計画第4章の2及び3に掲げる確保策の方針に従い、対応策を実施します。

(主な事業)

事業名	内容	主管課
子ども医療費支給事業	18歳に達した日の属する年度の末日までの子どもの医療費に係る一部負担金の助成を行うことで、子どもの健康の保持と保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子ども未来課
3歳未満児保育料無償化事業	子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすいまちづくりを推進するため、国に先駆けて、3歳未満児の保育料無償化を実施します。	子ども未来課
おうち子育て支援事業	保育所等を利用せずに子育てしている家庭の負担を軽減するため、0歳6カ月から3歳未満の子どもを対象に国のこども誰でも通園制度の試行的事業を行います。また、未就園1・2歳児の保護者の外出を促すことで、育児ストレスの軽減や交流の機会の確保につなげることを目的に旧忍町信用組合店舗内カフェの利用券を配布します。加えて、出生したお子さんを対象におうち子育て支援金を支給します。	子ども未来課
幼児教育・保育施設等給付費支給事業	子ども・子育て支援新制度に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業所等に対して、教育・保育に要する経費を支給します。	子ども未来課

事業名	内容	主管課
公立保育園運営事業	長野・持田・南河原の公立保育園3園において、保護者の就労等の理由により、保育を必要とする0歳6か月から5歳児までの保育業務を行います。	子ども未来課
放課後児童健全育成事業	放課後等に保護者が就労等により昼間不在となる家庭の児童を、安心・安全に保護し、健全に育成するため、学童保育室の設置・運営を行います。また、全ての学童保育室でトイレの洋式化工事を実施し、環境整備を図ります。	子ども未来課
病児・病後児保育事業	病氣中または病氣の回復期にある小学6年生までの児童について、保護者の就労等により、家庭での保育が困難な場合に、医療機関に付設された専用スペースでお預かりします。新たな病児保育施設の整備を予定している事業者へ補助金を交付します。	子ども未来課
地域子育て支援拠点事業 (重層的支援体制整備事業)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う地域子育て支援拠点を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことで、子育ての不安感等を緩和するとともに子どもの健やかな育ちを支援し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。	子ども未来課
公園施設長寿命化事業 ※再掲	「行田市公園施設長寿命化計画」に基づき、各公園で老朽化が進んでいる施設の更新を行います。	都市計画課

具体的施策② 教育の充実

●義務教育学校への再編

子どもたちが多くの児童・生徒の中で切磋琢磨できるよう、市内の市立小中学校を、3校の義務教育学校に再編成する学校再編を進めます。

●国際人の育成

英語教育や行田の郷土学習など特色ある教育を推進し、英語が喋れるだけでなく、日本人、行田人としての誇りをもつ国際人を育成します。

●英語のできる行田っ子の育成

幼児期からの英語教育により、英語のできる行田っ子を育成します。

●学力と体力の向上

複数指導、ICTを活用した授業などを通じて子どもたち一人ひとりにきめ細やかな教育を行い、子どもたちの学力と体力の向上を図ります。

●すべての子どもの学びの保障

関係機関との連携強化や適応指導教室の充実などにより、不登校やいじめで悩む子どもやその家族を支援します。

(主な事業)

事業名	内容	主管課
義務教育学校再編事業	平成30年度に策定した「行田市公立学校適正規模・適正配置の基本方針及び再編成計画」を見直し、全市的に義務教育学校を設置するための個別具体的な再編計画の策定に向けて、行田市公立学校通学区等審議会での協議を進めます。	教育指導課
ホップ・ステップ・ジャンプ外国語教育事業	・小中学校の外国語授業及び外国語活動に外国語指導助手（ALT）を配置し、児童生徒の英語コミュニケーション能力の育成を図ります。 ・幼稚園に外国語指導員を派遣し、年少（4才）からの英語学習を推進することで、「英語脳」「英語耳」を養い、英語の好きな子どもの育成をめざします。	教育指導課
学校ICT活用推進事業	・ICTを活用し、児童生徒の興味・関心を高める分かりやすい授業により、学力の向上を図ります。 ・学校にICT支援員を派遣するとともに、教員対象の研修を実施し、教員のICT活用技術の向上を図ります。 ・授業支援システムを導入し、協働的な学びを推進します。	教育指導課 教育総務課
学力向上支援事業	小・中学校に学習支援教員を配置し、担任との2人体制によるチームティーチングを実施し、児童生徒一人ひとりの理解度に応じたきめ細かな指導により、基礎基本の定着と確かな学力の習得を図ります。また、経験の浅い教員に対し、支援教員が指導法について指導、助言することにより、教員の指導力の向上を図ります。	教育指導課

事業名	内容	主管課
いじめ・不登校対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、不登校対策として、さわやか相談員やスクールソーシャルワーカーを配置します。 ・不登校対策担当チームや適応指導教室の充実により、不登校児童生徒の学校復帰や社会的に自立する力を養います。 ・いじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係機関や団体との連携によりいじめの防止を推進します。 ・「そうだんホットライン」の運用により、いじめや不登校、ヤングケアラー等の問題の解決を推進します。 	<p style="text-align: center;">教育指導課 教育支援センター</p>

基本施策 4 すべての子どもと若者の健やかな成長 及び自立と社会参加の支援

こども大綱では、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにすることを求めています。

若者が自信を持って社会へはばたき、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けていくための支援策が求められます。そのため、若者が希望に満ちた明日を夢見て描いたライフデザインを実現できるよう、乳幼児期から若者期まで、その発達段階に応じて、プレコンセプションケア¹等を推進します。また、ひきこもり等の若者が孤立せずその人らしい生活を送ることができるよう支援していきます。

また、こども大綱では、障害のある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの子ども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援することを求めています。

「第5期行田市障がい者計画（第7期行田市障がい福祉計画・第3期行田市障がい児福祉計画）」に基づき、幼少期からの適切な療育・支援体制の整備等に取り組んでいきます。

基本施策体系

基本施策 4

若者の健やかな成長及び自立と
社会参加の支援

- ①未来へ踏み出す若者応援
- ②悩みや不安を抱えた若者への支援
- ③障がいや発達に特性のある子どもへの支援

¹ こども大綱では、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促す取組とされています。

具体的施策① 未来へ踏み出す若者応援

●プレコンセプションケアの推進

人生 100 年時代の Well-Being(幸福長寿)の実現につながるヘルスケアである「プレコンセプションケア」を推進します。

●乳幼児期から高齢期に至るまでの継続した健康づくりの推進

乳幼児期から高齢期に至るまで継続した健康づくり(ライフコースアプローチ)の観点に立ち、健康に関する正しい知識の普及や、検診、健康相談などを推進するほか、ワクチン接種の支援の充実を図ることなどにより、誰一人取り残さない健康づくりを推進します。

●若者のキャリア形成支援

若者が希望するキャリアを叶えられるよう、資格取得等を支援します。

●多様な出会いの機会の提供

県の「SAITAMA 出会いサポートセンター(恋たま)」と連携し、出会いの機会の提供を図るとともに、団体が開催する結婚相談会等の開催を支援します。

(主な事業)

事業名	内容	主管課
プレコンセプションケア推進事業	誰もが希望に満ちた明日を夢みて描いたライフデザインを実現できるよう、自らの体を正しく知り、自分も他人も大切にすることなど、意識の醸成を図っていきます。	健康課 子ども未来課 こども家庭センター
感染症予防事業	小児から高齢者を対象として定期予防接種を実施することで、感染症による死亡率の低下、感染後遺症の予防及び感染症の流行の抑制を図ります。	健康課 こども家庭センター
親子の歯科健診	就学前のお子さんとその保護者を対象に歯科診察及び指導を行い、歯の健康状態を把握し意識を高めます。	こども家庭センター
フッ化物洗口事業	市内小学生に週 1 回フッ化物洗口を行い、う蝕の予防に努めます。	教育指導課
公的資格等取得支援事業	市民の就業を促進するため、就職するために必要な資格を取得する際に係る費用の一部を補助します。	商工観光課
起業家支援事業	市内の空き店舗を利用し、新たに起業する方に対して家賃助成(継続分のみ)や出店にあたっての改修費用や運営費用の一部を助成することで、起業家の育成と空き店舗の有効活用により地域経済の活性化を図ります。	商工観光課

事業名	内容	主管課
SAITAMA 出会いサポートセンター（恋たま）連携事業	埼玉県の公的センターと連携し、結婚を希望される方に、マッチングシステムと相談員により、出会いから交際、結婚に至るまでのサポートを行います。	地域活動推進課

具体的施策② 悩みや不安を抱えた若者への支援

●こどもの居場所づくり

本市のすべての子どもたちや若者が自分の居場所と感じ、安心して多世代と交流できる場所を確保するため、こどもの居場所づくりを推進します。

●ひきこもり状態にある若者や家族への支援

ひきこもり状態にある若者やその家族への継続的なアウトリーチと、関係機関との連携を通し、交流の機会や社会参加の支援を推進していきます。

(主な事業)

事業名	内容	主管課
地域共生社会推進事業 (再掲)	子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野を超えた包括的な相談支援体制の構築と多機関協働による連携支援体制の強化を図り、漏れのない相談支援体制の構築を図ります。また、支援が必要となる方への継続的な訪問と社会とのつながりに向けた支援を進め、誰ひとり取り残さない支援体制の構築を図ります。	地域共生社会 推進課
子ども等多世代及び若者の居場所づくり支援事業 (重層的支援体制整備事業など) (再掲)	子どもや高齢、障害、生活困窮といった垣根を超えて様々な人がつながり、安心して過ごす場を作り出すことで、支えあい意識の醸成や世代・属性の相互理解、外出・交流機会の確保等につなげるため、子ども食堂、多世代参加型食堂及び多世代交流拠点の運営費の補助を行います。また、ひきこもり等の若者が安心して過ごすことのできる居場所づくりを支援します。	子ども未来課 地域共生社会 推進課

具体的施策③ 障がいや発達に特性のある子どもへの支援

●在宅生活や自立した日常生活・社会生活の支援

障がい特性による生活の困難さなどの養育上の課題を抱える場合においても、子ども及び家族の思いを尊重し寄り添いながら、家族の負担を軽減させるとともに、子どもの発達段階に応じた支援に努めます。

●切れ目のない支援や相談体制の充実

子どもの成長に不安を感じる家族に対し、「気軽に相談できる窓口」の存在や利用方法等の情報提供に努め、家庭での子育てへの負担軽減につなげるとともに、適切な支援を提供する各機関や専門相談につなぐなど、家族に寄り添った継続的な支援を行います。また、これらの支援体制の整備を進めていくため、中核的役割を担う児童発達支援センター機能の整備に努めます。

●医療的ケア児の支援体制の構築

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、サービスの質の確保・向上に取り組むなど医療的ケア児の支援体制の構築に取り組みます。

(主な事業)

事業名	内容	主管課
地域生活支援事業	地域における障がい者(児)の在宅生活を支援し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、各種支援や日常生活用具給付等を行います。	福祉課
自立支援サービス等給付事業	障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスの給付を行います。	福祉課
障害児通所給付事業	心身に障がい又は発達の遅れがある児童について、児童発達支援や放課後等デイサービス等の通所支援サービス利用に係る給付費を支援します。	福祉課
きらきらサポーター配置事業	教育上特別な支援が必要な児童生徒を支援する特別支援教育支援員「きらきらサポーター」を配置します。	教育指導課

基本施策 5 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援

近年、出産年齢の高齢化に伴い、不妊治療を受ける方も増加しています。令和4年4月からの保険適用により経済的負担は軽減されているものの、保険適用外の検査・治療もあるため、希望する妊娠を叶えるための支援が求められます。また、母親にとって、妊娠・出産期は身体の変化により不安や悩みも多く、心身に大きな負担がかかる時期です。核家族化が進み、家族や親類からの十分なサポートが難しい家庭も存在することから、妊娠期から出産後まで市がつながりを持ち続け、課題に応じた寄り添った支援を行っていく必要があります。

本市では保育施設の整備が進み、3歳以上のほとんどが認可保育所や幼稚園などの教育・保育事業を利用していますが、1～2歳児の約5割は保育所に通園していません。おうちでの子育てをしている保護者の育児疲れや孤独感などの不安解消に向けた支援やアプローチも重要です。

子どもを健やかに産み育てるために期待することについては、若者の約4割が「育児休業などの支援等」を挙げています。

子育て家庭では依然として母親が子育てを主に行っている場合が多く、子育てに関して母親が孤立し、ストレスを感じている場合が考えられることから、ワーク・ライフ・バランスに向けた制度のさらなる周知と働き方改革への意識啓発が必要です。

基本施策体系

基本施策 5

妊娠から子育てにかかる
切れ目のない支援

①切れ目のない支援と子育てを応援する環境づくり

具体的施策① 切れ目のない支援と子育てを応援する環境づくり

●妊娠から出産、子育てにかかる不安や負担の軽減

不妊治療や産後ケア事業などの支援により、妊娠、出産、育児に係る不安や負担の軽減を図ります。

●相談体制の充実

子育ての不安や虐待を防止するため、妊娠期から子育て期における伴走型支援を実施するとともに、全ての妊産婦・子育て世代及び子どもに対応できるよう、関係機関と連携した相談支援体制を構築します。

●切れ目のない子育て支援の実施【再掲】

本市の未来を担う子どもを安心して産み、健やかに育てることができるよう、18歳までの医療費無償化や3歳未満保育無償化を継続するとともに、自宅での子育てを支援するなど、切れ目のない支援を行います。

●仕事と家庭の両立支援

セミナーや講座の開催などを通じて、家庭や職場、地域など様々な場面における男女共同参画の推進を図ります。

(主な事業)

事業名	内容	主管課
こども家庭センター運営事業	妊娠期から子育て期への切れ目のない支援を行う「子育て包括支援センター」と困窮や虐待など困難を抱える家庭への支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」を統合し、子育て支援の中核的な役割を担う「こども家庭センター」を運営します。	こども家庭センター
不妊検査・治療費助成事業	不妊症や不育症に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、検査費及び治療費の一部を助成します。	こども家庭センター
出産・子育て応援事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近に相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。	こども家庭センター
妊娠判定のための初回産科受診料助成事業	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用を助成します。	こども家庭センター

妊婦健康診査事業	妊婦の健康管理の向上と費用負担軽減を図るため、妊婦健康診査等の費用の一部を助成します。	こども家庭センター
産婦健康診査事業	産後うつ予防などを目的として、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（基本的な健診、こころの健康チェック）を実施するとともに、健康診査費用の一部を助成します。	こども家庭センター
産後ケア事業	出産後の母子に対する心身のケアや育児のサポートを行うため、居宅訪問（アウトリーチ）型の支援に加えて、宿泊型、通所型の支援を実施します。	こども家庭センター
子ども医療費支給事業（再掲）	18歳に達した日の属する年度の末日までの子どもの医療費に係る一部負担金の助成を行うことで、子どもの健康の保持と保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子ども未来課
3歳未満児保育料無償化事業（再掲）	子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすいまちづくりを推進するため、国に先駆けて、3歳未満児の保育料無償化を実施します。	子ども未来課
おうち子育て支援事業（再掲）	保育所等を利用せずに子育てしている家庭の負担を軽減するため、0歳6カ月から3歳未満の子どもを対象に国のこども誰でも通園制度の試行的事業を行います。また、未就園1・2歳児の保護者の外出を促すことで、育児ストレスの軽減や交流の機会の確保につなげることを目的に旧忍町信用組合店舗内カフェの利用券を配布します。加えて、出生したお子さんを対象におうち子育て支援金を支給します。	子ども未来課
男女共同参画推進事業（再掲）	「行田市男女共同参画推進条例」の基本理念に則り、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図ります。	人権・男女共同参画推進課

基本施策 6 困難を抱える子ども・子育て家庭への支援

こども大綱では、日々の食事に困る子どもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られない子どもなどは権利侵害の状況にあると指摘し、こどもの貧困対策に全力を挙げて取り組むこととしています。また、虐待は決して許されるものではありませんが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズをキャッチし、子どもや家庭の声を、当事者の文脈を尊重して受け止め、子育ての困難や不安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭、こどものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要があるとしています。

そして、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていくことを求めています。

基本施策体系

基本施策 6

困難を抱える子育て家庭
への支援

- ①こどもの貧困対策の推進
- ②児童虐待防止対策の強化
- ③ヤングケアラーへの支援

具体的施策① こどもの貧困対策の推進

●生活困窮家庭への支援

こどもが将来その生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境と教育の機会均等を図り、夢や希望をもって成長していけるよう、こどもの貧困に対する支援を推進します。

●ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対する就労支援のほか、経済的支援を実施します。また、子育てをはじめとした生活及び就労等に関する様々な悩みについて相談を受け、支援等に対する情報を提供します。

●こどもの居場所づくり【再掲】

家庭や学校以外に、こどもたちが自分の居場所と感じ、安心して多世代と交流できる場所を確保するため、こどもの居場所づくりを推進します。

●遊びや体験の場の充実【再掲】

身近で気軽な遊び・集い・交流の場である公園や公民館や児童センター等において、こども・若者の自由な遊びや多様な体験活動の機会を提供し、すこやかな育ちを支援します。

保育園、地域子育て支援拠点での、子どもと地域の高齢者の遊びを通じたふれあいや、世代間交流を図ります。

(主な事業)

事業名	内容	主管課
生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	生活困窮世帯とひとり親家庭の子どもを対象として、学習の場所・機会の提供を通じて、高等学校への進学及び卒業を支援することで、子どもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖防止を図ります。	福祉課 子ども未来課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者に対して、就労その他の自立に関する相談支援を行うことで、生活困窮状態からの早期自立を支援します。	福祉課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が資格や技能を身につけるための講座を受講した場合に支払った費用の一部を支給します。	子ども未来課
ひとり親家庭等児童養育手当支給事業	義務教育期間中の児童を養育している、ひとり親家庭等の保護者又は養育者で、市民税所得割が非課税の方に手当を支給します。	子ども未来課

事業名	内容	主管課
ひとり親家庭等医療費支給事業	18歳まで（一定の障害がある場合は20歳未満）の子どもを養育している母子・父子・養育者家庭等の親と子にかかる医療費の一部負担金を支給します。	子ども未来課
子ども等多世代及び若者の居場所づくり支援事業（重層的支援体制整備事業など） ※再掲	子どもや高齢、障害、生活困窮といった垣根を超えて様々な人がつながり、安心して過ごす場を作り出すことで、支えあい意識の醸成や世代・属性の相互理解、外出・交流機会の確保等につなげるため、子ども食堂、多世代参加型食堂及び多世代交流拠点の運営費の補助を行います。また、ひきこもり等の若者が安心して過ごすことのできる居場所づくりを支援します。	子ども未来課 地域共生社会推進課
放課後児童健全育成事業 ※再掲	放課後等に保護者が就労等により昼間不在となる家庭の児童を、安心・安全に保護し、健全に育成するため、学童保育室の設置・運営を行います。	子ども未来課
放課後子ども教室事業 ※再掲	小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、様々な交流活動・体験活動を実施します。	生涯学習課
児童センター管理運営事業 ※再掲	子どもたちに健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育むことを目的として、コミュニティセンターみずしろ3階において、児童センターを運営します。	子ども未来課
公園施設長寿命化事業 ※再掲	「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の計画的な更新と維持管理を行い、快適な公園づくりを推進します。	都市計画課

具体的施策② 児童虐待防止対策の強化

●相談体制の充実【再掲】

子育ての不安や虐待を防止するため、妊娠期から子育て期における伴走型支援を実施するとともに、全ての妊産婦・子育て世代及び子どもに対応できるよう、関係機関と連携した相談支援体制を構築します。

●妊娠から出産、子育てにかかる不安や負担の軽減【一部再掲】

不妊治療や産後ケア事業などの支援により、妊娠、出産、育児に係る不安や負担の軽減を図ります。

(主な事業)

事業名	内容	主管課
こども家庭センター運営事業 ※再掲	妊娠期から子育て期への切れ目のない支援を行う「子育て包括支援センター」と困窮や虐待など困難を抱える家庭への支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」を統合し、子育て支援の中核的な役割を担う「こども家庭センター」を運営します。	こども家庭センター
出産・子育て応援事業 ※再掲	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近に相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。	こども家庭センター
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業 ※再掲	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用を助成します。	こども家庭センター
産後ケア事業 ※再掲	出産後の母子に対する心身のケアや育児のサポートを行うため、居宅訪問（アウトリーチ）型の支援に加えて、宿泊型、通所型の支援を実施します。	こども家庭センター

具体的施策③ ヤングケアラーへの支援

●ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーは、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携して早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

(主な事業)

事業名	内容	主管課
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	子ども未来課 地域共生社会 推進課
いじめ・不登校対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、不登校対策として、さわやか相談員やスクールソーシャルワーカーを配置します。 ・不登校対策担当チームや適応指導教室の充実により、不登校児童生徒の学校復帰や社会的に自立する力を養います。 ・いじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係機関や団体との連携によりいじめの防止を推進します。 ・「そうだんホットライン」の運用により、いじめや不登校、ヤングケアラー等の問題の解決を推進します。 	教育指導課 教育支援セン ター

基本施策 7 こどもの自殺対策、犯罪・事故から 守る地域づくり

こども大綱では、小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっていることから、誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援をして、子ども・若者への自殺対策を強力に推進することが求められています。また、生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学校・園における生命（いのち）安全教育全国展開を図ることとされています。こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進することが求められています。

市では、「第2次行田市自殺対策計画」（策定中）に基づく子ども・若者の自殺対策や、「第4期地域福祉推進計画」（策定中）に基づく非行・再犯の防止対策に取り組むとともに、事故等から子ども・若者を守る地域づくりに取り組めます。

基本施策体系

基本施策 7

こどもの自殺対策、犯罪事故から
守る地域づくり

- ①こどもの自殺対策
- ②犯罪・事故から守る地域づくり

●児童生徒や若年層への自己肯定感向上の推進

児童生徒の自己肯定感の向上を図るため、コミュニティ活動やキャリア教育、生命に関する授業などの教育等を、関係機関と連携を図りながら推進をしていきます。また、こどもが自分らしく安心して過ごせるための、こどもの居場所づくりを推進していきます。

●児童生徒や若年層への相談支援の推進

児童生徒や若年層が抱えるさまざまな問題に対しては、家庭児童相談や教育相談等が関係機関と連携を図りながら対応していきます。

また、不登校児童生徒に対しては、適応指導教室を設置し、集団生活への適応力を高めるとともに、孤立を防ぐための居場所づくりや学校、地域で見守る体制づくりをしていきます。

●児童生徒がSOSを出せる環境づくり

児童生徒が、さまざまな困難に直面した際に、信頼できる人にSOSの出すことができるよう、教育分野及び社会福祉分野の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、課題を抱えた児童生徒の課題解決に向けた対応を図ります。

また、児童生徒のSOSに早期に気づき対応できるよう、関係機関等とのネットワークの構築、保護者・教職員等に対する支援・相談、学校のチーム体制の構築・支援等を行います。

●児童生徒や若年層への健全育成に資する各種取組の推進

児童生徒や若年層に対し、公民館及び地域公民館において、生活や自然、ボランティア等の体験活動を取り入れたプログラムを実施し、豊かな人間性の育みや人との関わりを学ぶ等、健全育成のための取り組みを推進します。

(主な事業)

事業名	内容	主管課
命に関する授業推進事業	自分と他人の心身の大切さを知るとともに、自己肯定感の向上を図るため、生命に関する授業などの教育等を、関係機関と連携を図りながら推進をしていきます。	教育指導課

●プレコンセプションケアの推進

人生100年時代の Well-Being(幸福長寿)の実現につながるヘルスケアである「プレコンセプションケア」を推進します。

●犯罪や非行の防止、犯罪をした人の立ち直りの支援

社会を明るくする運動の推進のほか、犯罪をした人の立ち直りを支援し、「誰一人取り残さない」社会を目指すとともに、安全・安心に暮らせる社会の実現を目指します。

●子どもの交通事故防止

市内全小学校において、学年に合わせた交通安全指導や交通安全教室を実施し、交通安全に関する正しい知識を身につけ、道路における様々な危険を予測・回避する能力を育む機会の充実を図ります。また、正しい自転車の乗車方法を学び、乗車する際のヘルメット着用など、自転車の安全利用を推進します。

学校や学校応援団による登下校時の交通安全指導を実施し、子どもたちの登下校時における安全確保を図ります。

歩行者や自転車の安全確保を図るため、地域の実情に即した交通規制や車道との分離等の安全対策を推進します。

●子どもの犯罪被害防止

「浮き城のまち安全・安心情報メール」等のメール配信による市民の自主防犯意識の啓発を行います。

防犯教室や防犯講座を実施するほか、警察や関係団体から提供される防犯情報を発信し、児童の防犯意識の高揚を図ります。

青色回転灯付パトロール車による防犯パトロールを継続するとともに、見守りボランティア（学校応援団）やスクールガードリーダーによる登下校時の安全指導や子どもひなん所の設置等、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

(主な事業)

事業名	内容	主管課
プレコンセプションケア 推進事業	誰もが希望に満ちた明日を夢みて描いたライフデザインを実現できるよう、自らの体を正しく知り、自分も他人も大切にすることなど、意識の醸成を図っていきます。	健康課 子ども未来課 こども家庭センター
命に関する授業推進事業 (再掲)	自分と他人の心身の大切さを知るとともに、自己肯定感の向上を図るため、命に関する授業などの教育等を、関係機関と連携を図りながら推進をしていきます。	教育指導課
更生保護の理解の推進	更生保護に関する市民の関心と理解の促進のため、市ホームページやSNS、広報紙などの媒体を活用した広報や啓発に努めます。	地域共生社会 推進室
更生保護活動の支援	保護司や更生保護女性会などの更生保護ボランティア団体等と連携を図り、更生保護活動の支援を実施して行きます。	地域共生社会 推進室
社会を明るくする運動の 推進	犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための運動を実施して行きます。	地域共生社会 推進室
生活困窮者自立相談支援 事業 ※再掲	生活困窮者に対して、就労その他の自立に関する相談支援を行うことで、生活困窮状態からの早期自立を支援します。	福祉課
再犯防止や非行などの相 談機能の充実	保護司が安心して活動できる環境整備の支援とともに各種相談機関との連携した相談体制の確立に努めます。	福祉課
交通安全教室実施事業	市内全小学校において、交通安全教室を実施し、1年生には、交通ルールや横断歩道の渡り方、3年生には、自転車の乗り始めの安全な乗り方を指導します。	交通対策課
交通安全施設整備事業	道路交通の円滑化と交通事故を未然に防ぐため、交通安全施設の設置及び修繕を行い、道路交通の危険箇所を改善します。	交通対策課
防犯カメラ設置事業	市民の安全・安心を守るため、犯罪の抑止効果が期待できる防犯カメラを設置し、防犯のまちづくりを推進します。	地域活動推進 課
浮き城のまち安全・安心 情報メール配信事業	犯罪や不審者情報などをメール配信し、子どもを含む市民へ注意喚起を行います。	地域活動推進 課

事業名	内容	主管課
防犯パトロール	地域防犯推進委員による、青色防犯パトロールカーでの巡回を行い、市内の犯罪抑制を図ります。	地域活動推進課
学校応援団推進事業	学習支援、環境整備、安心・安全の確保等の諸活動に協力を行う各小中学校の学校応援団活動に補助金を交付し、学校の活性化を図ります。	教育指導課

第4章 教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込み

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須記載事項となっています。

本市における教育・保育提供区域の考え方は以下のとおりです。

幼稚園については学区域設定がなく、保護者が教育方針等で選択している例も多いことから、区域分けをすると現在の利用実態と異なってくる可能性があります。また、保育園も自宅からの近さだけでなく、保護者の通勤経路等によっても選択が異なることから、自宅の所在地と利用施設の区域が一致しないケースも想定されます。

このような現状を考慮し、本市の教育・保育提供区域は、市全域を一区域として設定します。

なお、地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、教育・保育と共通の区域設定となります。

2 教育・保育の量の見込み

(保育の必要性の認定区分)

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等に応じた保育の必要性により、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、この認定区分に応じて、利用する教育・保育施設・事業が決まっていきます。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定（教育希望が強い）		あり	幼稚園・認定こども園
2号認定（保育希望が強い）			保育園・認定こども園 等
3号認定	満3歳未満	あり	保育園・認定こども園・地域型保育事業 等

(量の見込み)

●満3歳以上で教育希望が強い(1号認定+2号認定)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設利用・事業	1号+2号(教育)	1号+2号(教育)	1号+2号(教育)	1号+2号(教育)	1号+2号(教育)
①量の見込み(利用見込み)	604	585	567	550	534
②確保方策(利用定員数)	1,795	1,741	1,689	1,638	1,589
②-①過不足	1,191	1,156	1,122	1,088	1,055

●満3歳以上で保育希望が強い(2号認定)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	651	682	715	749	785
②確保方策(利用定員数)	675	675	675	675	675
②-①過不足	24	-7	-40	-74	-110

●0歳で保育希望が強い(3号認定)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	70	80	92	106	122
②確保方策(利用定員数)	76	76	76	76	76
②-①過不足	6	-4	-16	-30	-46

●1~2歳で保育希望が強い(3号認定)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	416	428	440	453	466
②確保方策(利用定員数)	369	369	369	369	369
②-①過不足	-47	-59	-71	-84	-97

(確保策の方針と対応策)

- ・不足が生じる区分については、事業者と連携し利用定員の拡大に努めます。それまでの間は、定員の弾力化により対応します。
- ・量の見込みに対して受入可能数が充足されている区分(満3歳以上教育希望が強い)については、引き続き、事業者との連携のもと、受入数の維持に努めます。

3 地域子育て支援事業

(1) 時間外保育事業（延長保育）

保育園において、通常保育時間を超えて子どもを保育する事業。

（量の見込み）

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	159	154	150	146	142
②確保方策(利用定員数)	159	154	150	146	142
②-①過不足	0	0	0	0	0

（確保策の方針と対応策）

- ・充足されている状況を維持できるように保育園による運営を支援します。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもを対象に、放課後（土曜日、学校休業日は一日）に安全な生活の場を提供することにより、保護者の就労を支える事業。

（量の見込み）

（単位：人）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (利用見込み)	低学年	656	636	615	595	574
	高学年	188	185	183	180	177
	計	844	821	798	775	751
②確保方策(利用定員数)		950	950	950	950	950
②-①過不足		106	129	152	175	198

（確保策の方針と対応策）

- ・総数では、ニーズを満たしますが、地域的にはニーズの偏りがあり、定員70名で運営している学童保育室や、定員超過のため校区外の学童保育室へ通っている学童が存在します。このことを踏まえ、特に不足地域で必要な増設を検討します。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が一時的に子どもの養育が困難で、かつ、他に養育する方がいない場合に、宿泊を伴う保護を行う事業。

（量の見込み）

（単位：人日）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	8	8	8	7	7
②確保方策(利用定員数)	8	8	8	7	7
②-①過不足	0	0	0	0	0

（確保策の方針と対応策）

- ・他市の利用状況も考慮したニーズを把握した上で、事業体制について検討します。
- ・充足されている状況を維持できるように、実施施設による運営を支援します。

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児と保護者に安心して過ごせる遊び場等の提供や、子育てに関する総合相談及び情報提供を行う事業。

（量の見込み）

（単位：人日、箇所）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	19,096	18,662	18,227	17,792	17,357
実施箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所
②確保方策(箇所)	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所

（確保策の方針と対応策）

- ・現在の体制（地域子育て支援センター2箇所、つどいの広場5箇所）を維持します。
- ・ベビーマッサージ等の子育てに係る講座の開催・充実と周知を図ります。

(5) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）事業

幼稚園や認定こども園（短時間保育）で、通常の教育時間終了後に子どもを預かる事業（主として昼間。3～5歳児対象）。

（量の見込み）

（単位：人日）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	40,769	39,537	38,306	37,075	35,843
②確保方策(利用定員数)	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000
②-①過不足	1,231	2,463	3,694	4,925	6,157

（確保策の方針と対応策）

- ・現在実施している一時預かり事業は、現行体制を維持します。
- ・在園児以外を対象とした一時預かりの実施施設の拡充を検討します。

②保育園等における一時預かり(預かり保育)事業

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業（全ての家庭の0～5歳児対象）。※保育園等とは、保育園や地域子育て支援拠点での一時預かり事業及びトワイライトステイ事業のこと。

（量の見込み）

（単位：人日）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	181	177	172	168	163
②確保方策(利用定員数)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
②-①過不足	1,319	1,323	1,328	1,332	1,337

（確保策の方針と対応策）

- ・現在実施している一時預かり事業は、現行体制を維持します。
- ・在園児以外を対象とした一時預かりの実施施設の拡充を検討します。

(6) 病児保育事業

子どもが病気で集団保育が困難な期間、専用スペース等において、看護師等が一時的に

預かる事業。

(量の見込み)

(単位:人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	2,228	2,220	2,212	2,203	2,195
②確保方策(利用定員数)	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080
②-①過不足	-148	-140	-132	-123	-115

(確保策の方針と対応策)

- ・利用希望を踏まえると、不足が生じる見込みです。また、感染症流行期については、利用定員を減らして運用していることから、不足が生じる見込みです。事業者と連携し利用定員の拡大に努めます。

(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)

育児の手助けが必要な方(依頼会員)からの依頼に応じて、育児の手助けができる方(提供会員)を紹介し、育児の支援を図る事業。

(量の見込み)

(単位:人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	2,444	2,390	2,335	2,280	2,226
②確保方策(利用定員数)	2,444	2,390	2,335	2,280	2,226
②-①過不足	0	0	0	0	0

(確保策の方針と対応策)

- ・依頼内容に偏りが見られることから、ファミリー・サポート・センターの事業内容構成と配分を検討し、依頼内容に応じられる提供会員の層の充実のため、提供会員の増加を図ります。

(8) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊

娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施し、公費による受診負担の軽減を図る事業。

(量の見込み)

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	342	333	325	317	308
②確保方策(利用定員数)	342	333	325	317	308

(確保策の方針と対応策)

- ・ 現行の体制を維持します。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師及び訪問指導員(助産師)が、生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の健康状態や養育環境を確認し、必要な支援を行う事業。

(量の見込み)

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	357	349	340	331	323
②確保方策(利用定員数)	357	349	340	331	323

(確保策の方針と対応策)

- ・ 現行の体制を維持します。

(10) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、専門的相談支援として、保健師又は助産師等が養育に関する指導・助言を、居宅に訪問して行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保、また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員の専門性強化と、関係機関との連携強化を図る事業。

(量の見込み)

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	16	16	16	16	16
実施体制	対象となる児童を支援訪問する				

(確保策の方針と対応策)

- ・ 現行の体制を維持します。
- ・ 要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との連携に努め、要保護児童等が健やかに暮らせるように支援します。

(11) 利用者支援事業

子育て中の親子の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、専門の職員が、必要な情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。

(量の見込み)

(単位:人)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年	令和11年
①量の見込み (利用見込み)	基本・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
	計	2	2	2	2	2
②確保方策(利用定員数)		2	2	2	2	2

(確保策の方針と対応策)

[基本・特定型]

- ・ 保育コンシェルジュが行田市役所子ども未来課窓口等において、利用者の支援を行うとともに、必要に応じた情報提供と相談・助言等を行います。

[母子保健型]

- ・ 子育て包括支援センターの助産師(赤ちゃんコンシェルジュ)が妊娠中の生活や生まれたばかりの赤ちゃんについての相談・助言等を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定子ども・子育て支援施設である幼稚園に対し、保護者が支払うべき副食費に係る実費徴収費用について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して行う補足給付事業。

(確保策の方針と対応策)

- ・国の動向に応じて、実費徴収に係る補足給付事業を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

民間事業の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置を促進していくために必要な調査研究、支援や相談・助言等を行う事業。

(確保策の方針と対応策)

- ・事業の実施を検討します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業 (新規)

※作成中

(15) 児童育成支援拠点事業 (新規)

※作成中

(16) 親子関係形成支援事業 (新規)

※作成中

(17) こども誰でも通園事業 (新規)

保護者の就労要件などを問わず、保育所や幼稚園に通っていない生後6ヶ月以上満3歳未満の児童を保育所などの施設に通わせることができる制度。(令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、令和8年度からは新たな給付制度として位置付けられる)

(量の見込み)

0歳

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	30	30	30	30	30
②確保方策(利用定員数)	30	35	35	35	35
②-①過不足	0	5	5	5	5

1～2歳

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	80	80	80	80	80
②確保方策(利用定員数)	110	130	130	130	130
②-①過不足	30	50	50	50	50

(確保策の方針と対応策)

- ・令和7年度は引き続き、国の試行的事業を実施します。令和8年度以降は、国が示す基準で実施します。

(18) 産後ケア事業 (新規)

※作成中

(19) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業 (新規)

※作成中

4 教育・保育の一体的な提供及び推進

(1) 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策

本市においては、教育・保育の計画的な提供や質の向上のための支援を行うとともに、関係機関の連携や関連施策の連携を図り、地域の子育て支援を推進します。

また、家庭・地域・事業者・行政等が一体となった子育て環境づくりのため、家庭における養育力の向上や、事業者、地域等に対する子育て支援の普及啓発などに取り組むとともに、地域の人材の活用など、地域との連携の充実に取り組みます。

(2) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

乳幼児期における教育・保育は、人間形成の基礎を培うものであると同時に、保育所や認定こども園から小学校において、一人ひとりの子どもの成長や発達を長期的な視点でとらえ、お互いの教育・保育内容について理解を深め、共有することが重要です。

このことから、保育所や認定こども園の園児と小学生、職員相互の交流を促進し、連携を深めるための環境整備に取り組めます。

○行田市保幼小連絡協議会、行田市保育協議会、行田私立幼稚園連盟等を通して、教育・保育施設、地域型保育事業所と小学校の連携を推進します。

第5章 計画の推進

1 推進体制

(1) 推進体制の整備

本計画に基づき適切に事業を実施することで、こども政策を総合的に推進していきます。

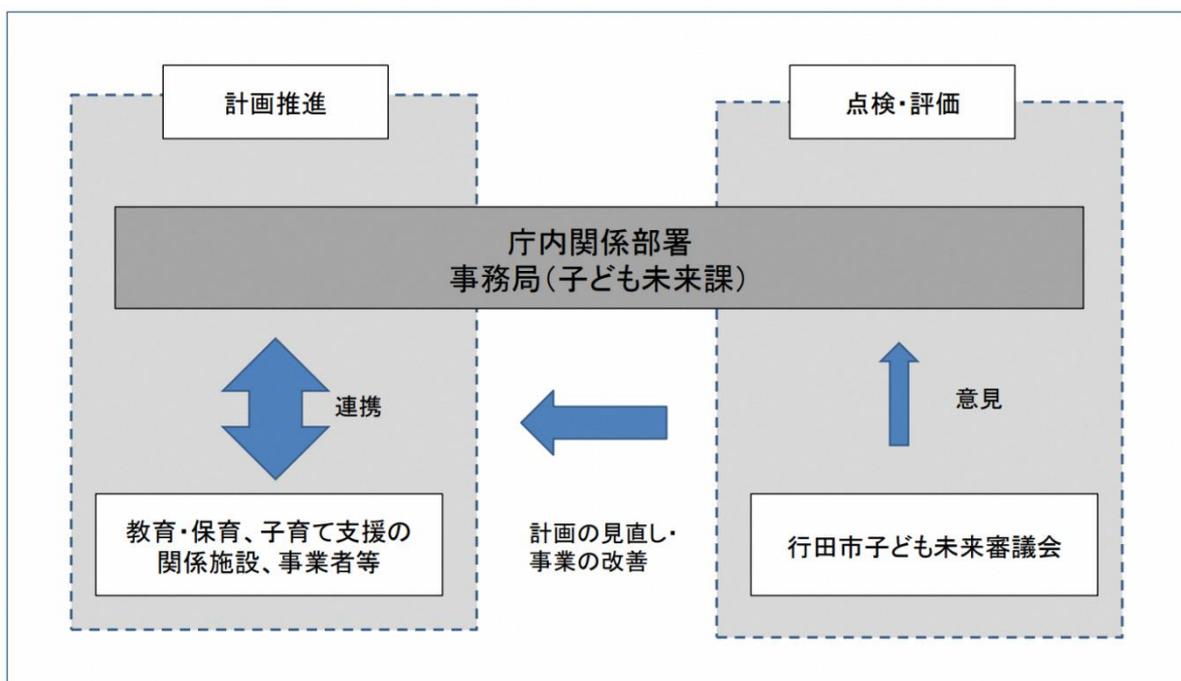
(2) 地域や関係機関等との連携・協働

地域の子育て支援団体、NPO法人、企業などと連携しながら計画の着実な推進を図ります。また、市民や関係者等に対し、「こどもの権利に関する条約」の理解促進に努めつつ計画を推進していきます。

2 計画の点検・評価の実施

(1) 計画の点検・評価

本計画の推進にあたり、市民や教育・保育、子育て支援の事業者等で構成される「行田市子ども未来審議会」の意見を参考にし、計画の実施状況について点検・評価します。なお、年度ごとの事業の進捗状況をみながら、量の見込みが実態と大きく異なる場合は計画を見直し、改善します。



	国	埼玉県	行田市
基本理念	<p>全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会 (「こどもまんなか社会」の実現) 【こども大綱】</p>	<p>子供・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持ちながら成長・活躍できる社会の実現 【埼玉県子育て応援行動計画】 + 子供・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持ちながら成長・活躍できる社会の実現 【埼玉県青少年健全育成・支援プラン】</p>	<p>案① みんなでつくる「こどもまんなか」のまち 案② いきいきと暮らせる「こどもまんなか」のまち</p>
基本の方針等	<p>①子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。 ②子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。 ③子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。 ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。 ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路あいろの打破に取り組む。 ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。 【こども大綱】</p>	<p>①子ども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会 ②子ども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会 ③子どもを生み育てることに喜びを実感でき、子育て当事者が地域全体から支えられる社会</p>	<p>①子どもの権利の尊重 ②安心して過ごすことができる「こどもの居場所づくり」 ③子育て支援の強化と教育の充実 ④すべての子どもと若者の健やかな成長及び自立と社会参加の支援 ⑤妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援 ⑥困難を抱える子育て家庭への支援 ⑦子どもの自殺対策、犯罪・事故から守る地域づくり 【参考】こどもまんなか実行計画</p>

	現行計画	行田市こども計画
基本理念	子どもと親が笑顔で安心してくらせるまち ぎょうだ	
基本的視点	①子どもの視点を大切に、健やかな成長と社会性の向上や自立を支援します。 ②子育てや子どもの成長によるこびや生きがいを実感できるよう支援します。 ③地域で子育て家庭を支えあえるよう支援します。	
基本施策	1 地域における子育ての支援 1-1 身近な子育て支援体制の充実 1-2 子育て支援サービスの充実 1-3 教育・保育の充実 1-4 子どもの健やかな成長への支援 2 子どもの健康増進 2-1 子どもや母親の健康の確保 2-2 思春期保健対策の充実 2-3 食に対する意識の向上 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境等の整備 3-1 家庭や地域の教育力の向上 3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 3-3 次の世代の親育て 4 子育てを支援する生活環境の整備 4-1 良好な居住環境の整備 4-2 子育て・子育てにやさしいまちづくりの推進 5 職業生活と家庭生活との調和の推進 5-1 仕事と子育ての調和支援 6 子どもの安全確保 6-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 6-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 7-1 児童虐待防止対策の充実 7-2 ひとり親家庭の自立支援の推進 7-3 障がいのある子ども達の多様なニーズに応える施策の充実 7-4 子どもの貧困対策の推進	

令和6年度 子ども未来審議会スケジュール

NO	期 日	内 容
1	令和6年8月5日（月） ・市役所3階 306会議室 ・午後2時00分～	第1回審議会 ・行田市こども計画の概要 ・子ども・子育て支援施設の確保方針 ・こどもの居場所づくり ・今後のスケジュール ・その他
2	令和6年10月30日（水） ・産業文化会館 地下 創作室 ・午後2時00～	第2回審議会 ・こども計画アンケート結果 ・こども計画骨子案 ・今後のスケジュール ・その他
3	令和7年1月中旬	第3回審議会 ・こども計画案の決定 （こどもの居場所づくり方針含む）
4	1月下旬から2月中旬	パブリックコメント
5	3月上旬	第4回審議会 ・計画決定
6	3月末	計画策定